

第2次生物多様性ふなばし戦略 (原案)

令和8年8月
船橋市

目 次

序 章 生物多様性とは……………	1ページ
第1章 戦略の基本的な事項……………	11 ページ
第2章 船橋市の生物多様性の現状と課題……………	22 ページ
第3章 めざす将来像……………	65 ページ
第4章 施策の体系……………	71ページ
第5章 リーディングプロジェクト……………	86ページ
第6章 戦略を進めるための仕組み……………	94ページ
掲載コラム(案)……………	97ページ

序章

生物多様性とは

(1) 生物多様性とは

1) なぜ「生物多様性」に注目するのか

交通網の発達や住宅・商業施設の整備などにより、現在の私たちのくらは、50年前とは比べものにならないくらい便利になりました。農業の形も大きく変化し、大型の機械を使った効率的な生産が可能になりました。しかし、効率性や経済性を追求する中で、失ってきたものも少なくありません。

緑豊かな森、清らかな川、先人から引き継いできた美しい農村風景、^{ほうじょう}豊穡の海といった「ふるさとの景色」は大きく様変わりしました。かつては子どものふつうの遊びだった魚釣りや虫捕りも、現在はできる場所が限られています。住民総出で行われる林や水路の手入れの機会もなくなり、人と人との関係も希薄になっている側面も否めません。これらの風景や身近な生き物を利用する文化、人と人とのつながりといった、金銭でははかりにくい「豊かさ」や、それを将来の世代に引き継げる「安心感」は、私たちが幸せにくらすための重要な要素だと考えています。

このような豊かで安心感のある社会をめざす上で役立つキーワードの一つが「生物多様性」です。ここで生物多様性ということばを次のようにとらえてみます。―「いるべき生き物がしっかりといる状態」を「生物多様性が守られている状態」と呼ぶ―。「いるべき生き物」ということばは、丁寧にいえば「生き物が進化を続けた永い年月の中で、そこに分布するようになった在来種」をさします。「しっかりといる」ということばは、「長期的に存続できる状態で存在する」ということになります。

都市化などにより地域にくらしていた動物や植物が少なくなると、その生き物や生き物が作り出す生態系が人間にもたらす恵みも、徐々に損なわれていきます。このように生物多様性には、私たちを取り巻く自然の豊かさを反映する「指標」としての側面と、私たちの豊かな社会を支える「資源」としての側面があります。

「生物多様性」をキーワードとして、私たちがめざすべき目標は、「生物多様性の恵みを享受することにより物心両面で豊かなくらしが送れる持続可能な社会をつくること」です。本戦略は、この目標を見据えた船橋市の方針や進めていく必要のある取組を示しています。

2) 3つのレベルの生物多様性

地球上では、40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応した進化の結果、3千万種ともいわれる多様な生き物が生息・生育しています。そして、それらの生き物は地形や気候など地域特有の環境のもとで、互いに影響を及ぼしあいながら、独特の生態系を築いてきました。生物多様性の保全に関する国際条約である「生物多様性条約」(1992年(平成4年))では、「生物多様性」は、①生態系の多様性 ②種の多様性 ③遺伝子の多様性という3つのレベルの多様性を総合したことばであるとされています。

①生態系の多様性

様々な生き物の相互作用から形づくられる様々な生態系が存在することです。船橋市には、樹林、草地、水田、湿地、河川や干潟・浅海域など、多様な自然があります。

また、かつては地形やなりたちにより、異なるタイプの樹林や河川が現在よりも多く存在していました。しかし、画一的な植林や護岸工事などの自然改変や開発が進むと、そのような生態系の多様性が損なわれる危険性があります。

樹林	草地	水田
県民の森	船橋馬込霊園奥	海老川流域
		

湿地	河川	干潟・浅海域
二重川流域	神崎川	三番瀬周辺
		

②種の多様性

動植物から細菌などの微生物にいたるまで、数多くの種類の生き物が存在しています。2024年度（令和6年度）と2025年度（令和7年度）に実施した船橋市自然環境調査では、以下に示すような多くの種類の生き物が確認されました。しかし、場所によっては開発により動植物の種数が減少したり、競争に強い外来種のみが優占し、その土地に昔からいた在来種が減少する問題も生じています。

樹林	草地	水田・湿地	河川・水路	干潟・浅海域
				
キンラン （植物）	カヤネズミ（巣） （哺乳類）	トウキョウ ダルマガエル （両生類）	ドジョウ （魚類）	ハマシギ （鳥類）

③遺伝子の多様性

同じ種類の生き物でも見た目や中身が全く同じものはおらず、たとえば形や大きさなどに個体差があることをいいます。右の写真に示すように、同じナミテントウ（昆虫類）であっても、遺伝子の違いによって模様や色合いなどが異なることがその一例です。このような遺伝子の多様性は、環境の変動に適応し、長い期間にわたりその生物種が存続する上で重要です。開発などにより生息地が減少すると、種類としては残存しても遺伝子の多様性が低下し、存続が難しくなるおそれがあります。



ナミテントウ
（昆虫類）

「生物多様性の保全」は、これら3つのレベルにおける多様性をバランスよく守ることを意味します。たとえば種の多様性だけに注目して種数の多さを追及してしまうと、生態系ごとの個性が失われて画一的になり、地域固有の文化が維持しにくくなるかもしれません。また種類が揃っていることだけを重視して、種内の遺伝的な多様性の損失を見落としてしまうと、環境の変動に対して弱い自然になってしまいます。持続可能な社会をつくるという最終目標の実現のためには3つのレベルの全体に目を配る必要があり、それをひとことであらわすために作られたことばが「生物多様性」なのです。

コラム

「生物多様性」にかかわるよくある疑問

生物多様性ということばは、自然の豊かさという本来とても複雑で抽象的な物事をひとことであらわそうとした用語であるため、よく誤解を受けます。

「種類が多いほど良いの？」

昔は生き物の種類が多かったのに減ってしまった場所では、減った生き物が戻ってくることが目標になることが多いでしょう。しかし、もともと種類が少ない場所では、その少ない状態が目標になる場合もあります。

生物多様性が守られている状態とは、生き物が進化を続けた長い年月の中で、そこに分布するようになった在来の生き物が、安定した状態で存続できている状態をさします。どのような種類がどの場所にいるかということが重要であり、必ずしも種類の多さだけが重要なわけではありません。

「人のくらしと自然とのバランスを保つことはできないの？」

生物多様性の保全の究極的な目標は「人と自然が共に生きること」であり、人を排除することで自然を守ることではありません。もちろん世界中を見渡せば、人里を遠く離れた山の中や深海など、人の影響が少ないほどバランスを保ちやすい自然もあります。しかし船橋市のような人のくらしに近い場所の自然では、ヒトという生き物も含めた生態系のバランスを保つことが重要になるでしょう。

「古い時代の自然が理想なの？」

工業化により自然が大幅に改変される以前の古い時代には、多くの種類の生き物が存在していました。しかし、そのような時代は様々な自然の脅威きょういが存在したため、人は自然に手を加え、利用もしつつ生活を営んできました。

過去の自然は、その地域で安定的に維持されやすい自然の姿を知る上で大いに参考にすべきものです。これからは、必ずしも過去の自然が目標とはならないものの、これを学ぶことを入り口として、人と自然が共生できる新しい未来をつかっていくことが重要です。

3) 生物多様性の恵み（生態系サービス）

私たちのくらしは、食べ物や水、木材や繊維といった資源、快適な環境など、多様な自然の恵み（生物多様性の恵み）によって支えられています。一方で、私たちが快適なくらしを続けていく上では、恵みをもたらす自然を改変せざるを得ない場合もあります。今後、私たちが恵みを受け続けていくためには、自然を一方的に利用していくということではなく、改変の対象となってしまう自然を保全しながら共生していくという視点を持つことが大切です。

生物多様性がもたらす恵みは生態系サービスともいいます。国連の呼びかけで実施されたミレニアム生態系評価では、これを「供給サービス」、「文化的サービス」、「調整サービス」、「基盤サービス」という4つの機能に分類しています¹⁻¹⁾。

＜供給サービス＞：衣食住を支える恵み

私たちの衣食住に欠かせない繊維や食べ物（肉、魚、野菜、果物）、燃料として利用する薪や建築用資材となる木などの資源を供給しています。



＜文化的サービス＞：豊かな文化を育む恵み

台地に広がる緑や農耕地、東京湾に面した浅瀬から干潟にかけて広がる「三番瀬」など、いろいろなタイプの自然がある船橋市では、これらの特徴的な自然が地域文化を育み、観光やレクリエーションなどの活動の場を提供しています。



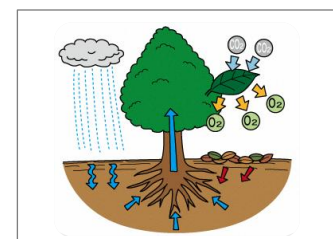
＜調整サービス＞：快適な環境を維持する恵み

森林があることによって土壌の流出が抑制されたり、都市部に緑があることによってヒートアイランド現象が緩和されるなど、私たちが安心してくらすように環境を制御しています。



＜基盤サービス＞：生き物の生存を下支えする恵み

植物の光合成による酸素の供給や、微生物の分解などによる栄養豊かな土壌の形成など、生き物の生存の基盤を形成するサービスで、上記3つのサービスの供給を支えるサービスともいえます。



これら4つの生態系サービスの間には、トレードオフ、すなわち「あちらを立てればこちらが立たず」といった関係が生じやすいことに注意が必要です。たとえば水田で農薬や肥料をたくさん使用すると、食糧生産という供給サービスは向上しますが、一方で、水生生物が減少したり、水田から水域に流出する窒素やりんなどが多くなることで水質が悪化し、水質浄化などの調整サービスが低下する場合があります。特定のサービスだけを追及するのではなく、生態系サービス全体のバランスを考える視点が重要です。

コラム

土の中の生き物からノーベル賞へ

2015年（平成27年）に日本人研究者の大村智氏が、蚊などの虫が媒介する感染症に対する新しい治療法を開発したことをたたえられ、ノーベル生理学・医学賞を受賞しました。大村智氏の業績のひとつとして、静岡県の土の中から発見した新種の微生物から、動物の寄生虫に効果がある抗生物質を発見したことがあげられます。この物質をもとに開発した薬剤イベルメクチンが、熱帯病の特効薬となったのです。私たちの身近な自然の中には、目に見えない生物多様性の恵みが埋もれていることがわかります。



コラム

生態系のつながりによる恵み

農地を飛び交うハチは、農作物の花粉を運んだり害虫を捕食することで、農作物の成長や果実の生育をうながします。ハチの個体数が減れば農作物の収量は減少し、農作物の多様性も減ってしまうといえます。また国内の中山間地^{ちゅうさんかんち}における研究結果¹⁻²⁾では、森林や草地など多様な植生が周りに豊富にあるソバ畑では、花粉を媒介する昆虫が多くみられ、そのような昆虫が多くいるソバ畑では、ソバが実を結ぶ割合が高くなると報告されています。このような事例から、農作物の恵みは、生態系のつながりによるものであることがわかります。

また、「蒲焼き」としてなじみ深いウナギは、一般に川の魚と考えられがちですが、海とのつながりも持って一生を過ごしています。日本から約3,000km離れたグアム島付近の海で産卵し、外洋で孵化したのち、海流に流されながら東アジア一帯へ到達します¹⁻³⁾。その後、親と同じ形をした透明なシラスウナギへ姿を変え、沿岸・河口域へ接岸します。さらに、川を遡上し川や湖などで成長したものや養殖池で大きくしたものが、われわれが口にする「蒲焼き」のウナギであり、夏には、スタミナ源として土用の丑^{うし}の日^{うし}に食するという日本独特の風習も定着しています。川と海とにまたがる生態系のつながりによりウナギの一生の営みは維持され、その恵みにより日本の食文化も育まれてきました。

4) 生物多様性に危機をもたらす4つの要因

生物多様性は私たちに多くの恵みを与えていますが、その一方で、人間活動による影響が主な要因で、生物多様性は危機にさらされているといわれています。現在の地球上の種の絶滅のスピードは、過去に地球上で生じた平均的な絶滅速度の約100～1,000倍に達している¹⁻⁴⁾とされ、急激な速さで生物多様性は減少しています。

日本の国家的な計画である生物多様性国家戦略2023-2030では、わが国の生物多様性に危機をもたらす要因を、以下の4つに区分して説明しています¹⁻⁵⁾。これらは、船橋市にも該当します。

<第1の要因>

開発や乱獲による生き物の減少・絶滅、生息・生育地の減少

宅地の整備や干潟の埋立といった土地の改変をともなう開発が進められたことにより、生き物の生息・生育地が減少しています。また、乱獲や過剰な採取が行われると、生き物の種類や個体数が減少することが懸念されます。



市街化が進んだ市の南部
(撮影: 2015年(平成27年))

<第2の要因>

里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下

かつて人が利用し管理していた樹林や採草地、水田や湿地などが、利用・管理されずに放棄されている場所が増えています。人の手が入り維持されていた生態系のバランスが崩れ、生き物の生息・生育地が失われ、生き物の種類や個体数の減少につながっています。

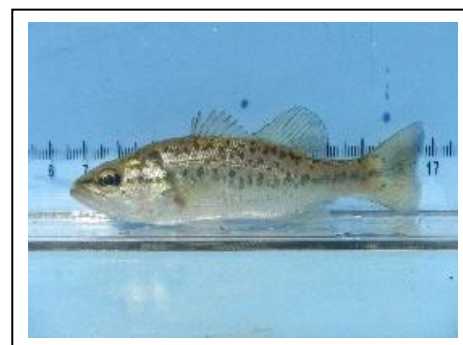


利用されていない畑地

<第3の要因>

外来種や化学物質の持ち込みによる生態系のかく乱

人によって持ち込まれた繁殖能力の高い外来種がその土地本来の生き物を捕食し生息場所を奪うことで、種類や個体数を減少させたり、交雑により遺伝的なかく乱をもたらすことにもつながります。また、水や大気などを通じて生物が毒性のある化学物質に長期間さらされると、繁殖能力が減少するなどの影響が現れる可能性があると考えられています。



外来種のオオクチバス(特定外来生物※)

※特定外来生物：p●のコラム参照

<第4の要因>

地球温暖化など地球環境の変化による危機

気温の上昇や降水量の変化などの気候変動・地球環境の変化は生物にとっても大きな影響を与えます。たとえば生き物の生息・生育地が減少したり、農業においては害虫発生が増加するなど、生物多様性に深刻な影響を与える可能性があると考えられています。将来的には海水面の上昇が干潟などの沿岸域の生態系に影響することも懸念されています。

コラム

人が利用することで保全される自然

谷津の農地と樹林に代表される里地里山は、かつては人のくらしや生き物の生息・生育を支える場として欠かせない環境でした。人々は必要な食料や資材などをそこから得、自然と隣りあったくらしの中で多様な生き物と共生していました。常に人の手が入っていたことから、里山環境はごく自然に維持されていたのです。しかし、人のくらしが便利になり、仕事の形態や社会のあり方が変化するにつれ、里山を利用する人が減少した結果、そこにあった多様な自然環境も少しずつ失われ、姿を変えてきています。

農地では、利用されていない水田や畑が増加しています。また、耕作されている農地でも圃場^{ほじょう}の整備や農業の近代化が進み、野生の生き物が生息・生育する環境として適さなくなっているところもあります。やすらぎを与える農村の原風景や空間などの景観資源も失われつつあります。

樹林では、薪炭材^{しんたんざい}としての利用や、枝打ち・間伐・下草刈りなどの管理が行われなくなりました。その結果、林内は暗くなり、林床では植生が育ちにくくなりました。こうした多様な生き物が育まれる環境が失われるだけでなく、土壌が流出しやすくなり災害発生につながるなどの問題も出てきています。

これらは、人による自然環境の利用や手入れがされなくなったことにより生じた問題です。自然環境は本来、多様な役割や機能を有しており、私たちもそこから多くの恵みを受けています。これからも多様な自然環境から恵みを受け続けるためには、新しい利用や手入れの方法を考え、積極的に人々が活用できるような新しい仕組みをつくる必要があります。

(2) 日本の自然環境の特徴

はじめに、船橋市が位置する日本の自然が世界の中でどのような特徴があるかを紹介します。

世界では、気候や地形のなりたちなどの違いから、様々な生態系や生き物の生息・生育環境があり、生物多様性も地域によって様々な特徴があります。全世界で既に知られている生き物の種数は約175万種で、まだ知られていない生き物を含めると3千万種になると推定されています²⁻¹⁾。

世界の中での日本をみてみると、亜熱帯から亜寒帯までを含む幅広い気候帯にあり、湿润で、季節風が吹き、四季の区別がはっきりしているとともに、海に囲まれているという特徴があります。雨が降ることも多い一方で、陸地は大陸との分離と接続の歴史を経て活発な地殻変動などがみられる地帯のひとつであることから、山地、丘陵地、台地、低地など起伏に富んだ地形が形成されています。

日本は、気候の季節変化や様々な地形を有していること、また、火山の噴火や地震・津波、河川の氾濫、台風など、様々な自然の力によるかく乱によって、多様な生き物の生育・生息環境が作り出されてきました。これにより、日本は約38万km²という国土面積にもかかわらず、生物多様性の豊かな国であるといわれており、日本で既に知られている生き物の種数は約9万種以上で、まだ知られていない生き物を含めると30万種とも推定されています²⁻¹⁾。

このような多様な自然環境を有する日本の中で、船橋市では、比較的温暖な海洋性気候と10万年オーダーの気候変動に伴う地形のなりたち（「第2章船橋市の生物多様性の現状と課題（1）船橋市の地形・土地利用の特徴 1）地形のなりたち」で詳述）を背景として、特徴のある自然環境が形成されています。

(3) 船橋市の自然環境の特徴

1 ページ程度で概要をまとめる予定です。

第 1 章

戦略の基本的な事項

(1) 戦略策定の背景

「第2次生物多様性ふなばし戦略」は、生物多様性基本法第13条第1項にて、都道府県及び市町村において、策定が努力義務とされている「生物多様性地域戦略」にあたるものです。この度、2016年度（平成28年度）末に策定した「生物多様性ふなばし戦略」の対象期間が2026年度（令和8年度）までであることや、国内外や船橋市における生物多様性を取り巻く現状や課題に対応するには施策の見直しが必要となっていることから、2027年度（令和9年度）からを対象期間とした「第2次生物多様性ふなばし戦略」を策定しました。

1) 国内外の動向

■ 昆明・モンリオール生物多様性枠組

2022年12月に開催された第15回締約国会議（COP15）にて、生物多様性の世界目標として「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が合意されました。「昆明・モンリオール生物多様性枠組」では、「自然と共生する世界」という2050年ビジョンを掲げ、4つの2050年グローバルゴールを表現しています。また、自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることを2030年ミッションとして掲げています。ミッション実現のために、世界全体で取るべき緊急の行動を3つのグループから成る23のグローバルターゲットを定めています。グローバルターゲットには、日本が特に重視している30by30[※]や自然を活用した解決策等の要素が盛り込まれています。

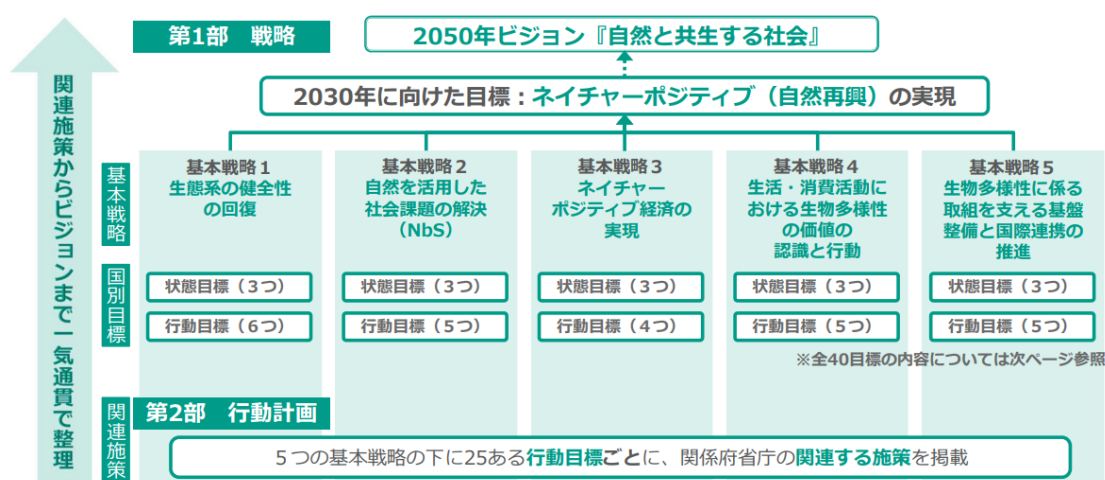
※2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。

2050年 ビジョン	2050年 グローバルゴール		
自然と共生する世界の実現	ゴール A 生物多様性の保全	ゴール B 生物多様性の持続可能な利用	
	ゴール C 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)	ゴール D 実施手段の確保	
2030年 ミッション	2030年 グローバルターゲット		
自然を回復軌道に乗せるために 生物多様性の損失を止め 反転させるための緊急の行動をとる	生物多様性への脅威を減らす ターゲット 1~8	人々のニーズを満たす ターゲット 9~13	実施と主流化のためのツールと解決策 ターゲット 14~23

「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の目標 ●●●

■ 生物多様性国家戦略2023-2030

令和4年12月に生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)にて採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえて、令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました。2030年のネイチャーポジティブ※の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略と位置づけられています。国家戦略では、2030年のネイチャーポジティブの実現に向け、5つの基本戦略と基本戦略ごとに状態目標と行動目標が設定されており、各状態目標・行動目標の進捗を評価するための指標群を設けています。

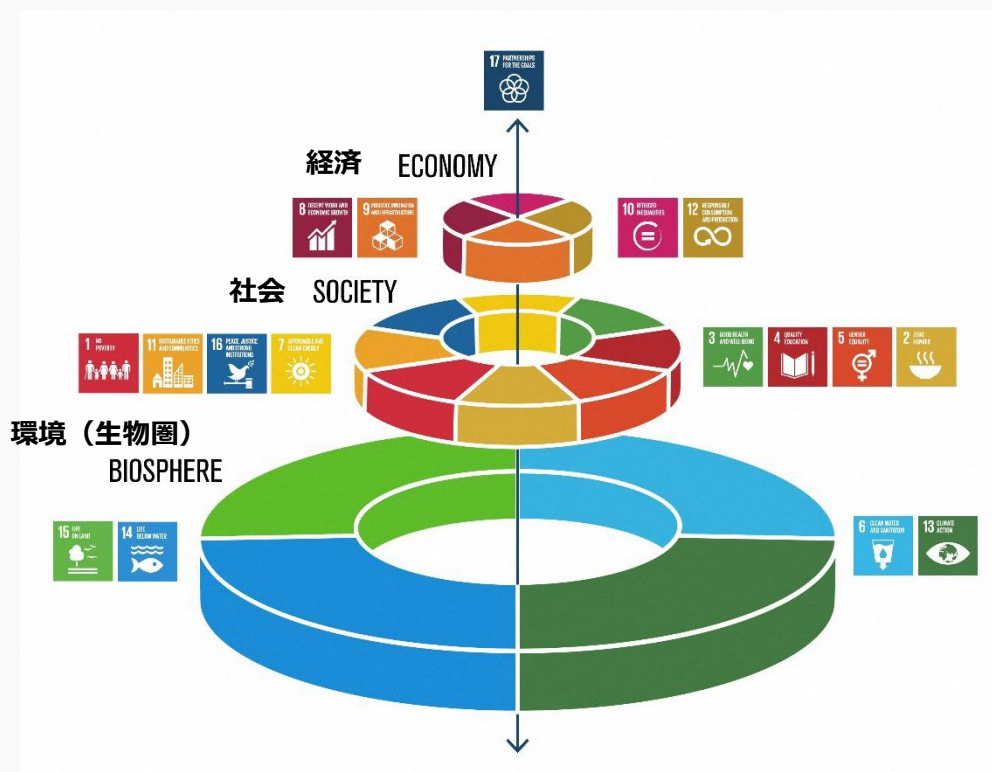


生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要 ●-●)

コラム

SDGs と環境・社会・経済との関係

SDGsは、下図のように「環境（生物圏）」、「社会」、「経済」の3つの階層モデルでも表現できます。この階層モデルでは、海や森林、安全な水、気候変動など地球環境の基盤に係る目標を達成することで土台となる「環境」（自然）が育まれ、健康、平等、教育などの「社会」条件を整えていくことが可能になることがあらわされています。それらの上に「経済」が成り立っており、その発展に向けて働きやすさの創出、人や国に対する差別や偏見をなくし、つくる責任とつかう責任を果たすことが、国や世界の経済発展につながるとしています。



SDGs と環境・社会・経済との関係（ウェディングケーキモデル）

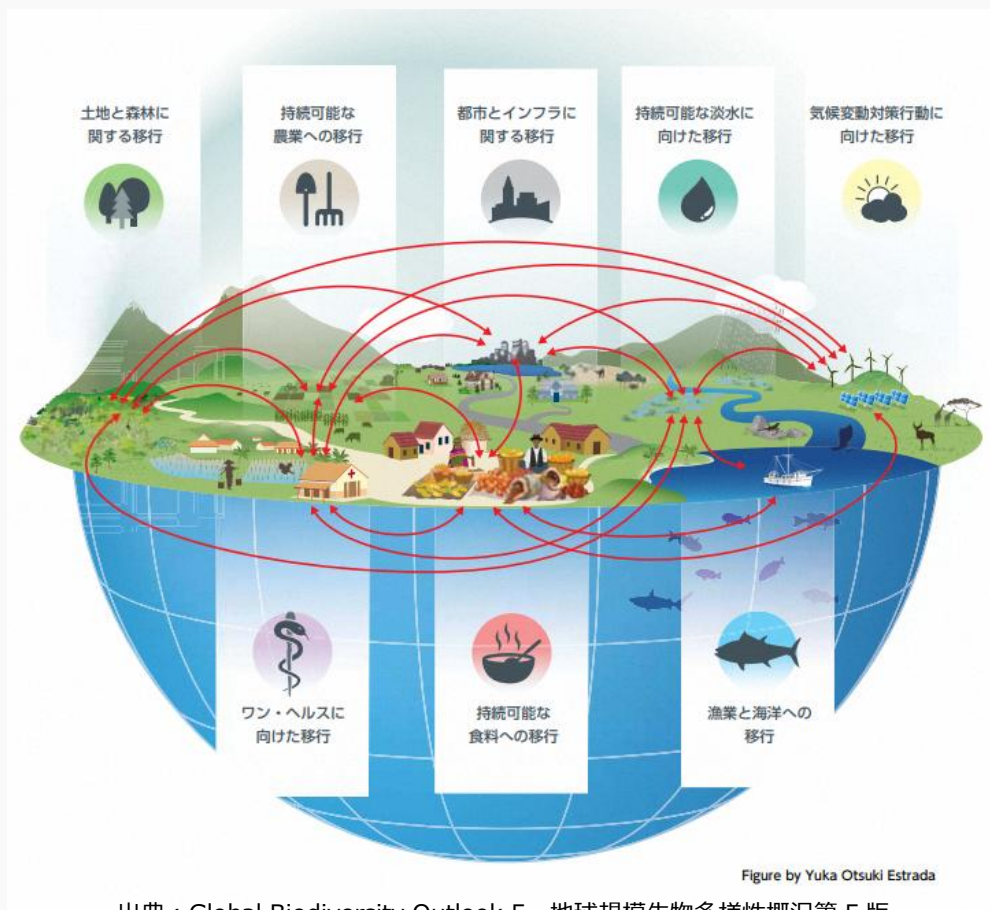
(出典：Stockholm Resilience Centre Web サイト)

コラム

生物多様性を評価した報告書（GB05）

2020年（令和2年）に地球規模生物多様性概況第5版（Global Biodiversity Outlook5（GB05））が公表されました。この報告書では愛知目標の中で完全に達成できたものはないという結果が報告されました。生物多様性の損失を低減し回復させるためには、今までのやりかたから脱却し、個別ではなく連携した対応や社会変革が必要であることを報告しています。2050年（令和32年）までに「自然と共生する世界」を実現するには下図にある8分野について解決していくことが必要です。

- ①土地と森林…生態系の保全・再生
- ②持続可能な淡水…水質改善、侵略的種防除、連続性の確保
- ③持続可能な漁業と海洋…海洋及び沿岸生態系の保護・再生、漁業再建、水産養殖業の管理
- ④持続可能な農業…アグロエコロジーなどの農業システムの再設計、生物多様性への悪影響を最小限にした生産性向上
- ⑤持続可能な食料システム…肉と魚の消費を抑えた植物主体の食生活、廃棄物の大幅削減
- ⑥都市とインフラ…グリーンインフラ（p54 コラム参照）の展開、都市及びインフラの環境フットプリント低減
- ⑦持続可能な気候行動…化石燃料の段階的かつ速やかな廃止、自然を活用した解決策（NbS）
- ⑧生物多様性を含んだワンヘルス…生態系や野生生物の利用を管理し、健全な生態系と人の健康を促進



出典：Global Biodiversity Outlook 5 地球規模生物多様性概況第5版
(Secretariat of the Convention on Biological Diversity, 2020)

■ 30by30ロードマップ

「30by30目標」とは、生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻すため、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のことです。令和4年3月に環境省より、30by30目標の国内達成に向けた工程と具体策を示す「30by30ロードマップ」が策定されました。ロードマップでは、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上や、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）※の設定・管理、生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」等を掲げています。

※保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）：民間等の取組により保全が図られている地域や、保全を主目的としない管理が結果として自然環境を守ることにも貢献している地域を指します。

■ 自然共生サイト

環境省は、令和5年度から「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」に認定してきました。令和7年4月に自然共生サイトを法制化した新法・地域生物多様性増進法が施行され、令和5、6年度に認定した自然共生サイトに加えて、令和7年度以降は、地域生物多様性増進法に基づき認定された実施計画の実施区間も「自然共生サイト」となります。

■ 地域生物多様性増進法

ネイチャーポジティブの実現に向けて、国立公園等の保護地域の保全に加え、自然共生サイトでの活動をはじめとする企業等による生物多様性の維持、回復又は創出に繋がる活動を促進していくために、令和7年4月に地域生物多様性増進法が施行されました。

■ TNFD最終提言

TNFDとは、「自然関係財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures）」のことです。TNFDは、自然への危機的な状況と企業や組織によるリスク管理と開示を支援するフレームワークを開発するための国際的なイニシアティブとして、2021年に発足し、2023年9月に最終提言を公表しました。TNFDはネイチャーポジティブ※の成果にシフトするための支援として位置づけられます。TNFDはTCFD（気候関連財務情報開示）と整合した4つの柱（ガバナンス、戦略、リスクとインパクトの管理、測定指標とターゲット）で構成されています。

※ネイチャーポジティブ（自然再興）とは、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること

■ ネイチャーポジティブ経済移行戦略

ネイチャーポジティブの取組が、企業にとって単なるコストアップではなく、自然資本に根ざした経済の新たな成長につながるチャンスであることを分かりやすく示し、実践を促すために、令和6年3月に環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省により「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」が策定されました。経済活動の自然資本への依存と損失が社会経済の持続可能性に対する明確なリスクであり、ネイチャーポジティブ経済への移行の必要性があることを示しています。

■ 第六次環境基本計画

環境基本法に基づき、政府の環境施策の大綱を定める環境基本計画の第六次の計画が、令和6年5月に閣議決定されました。第六次環境基本計画では、環境保全を通じた現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会(環境・生命文明社会)」の構築を目指しています。また、環境・経済・社会の統合的向上の高度化のための6つの戦略が以下のとおり定められています。

3) 船橋市の背景

船橋市は、1997年（平成9年）に「船橋市環境基本条例」を制定し、人と自然が共生する環境づくりを進めてきています。2012年（平成24年）に策定した「船橋市総合計画 後期基本計画」では“生物多様性地域戦略の策定”を掲げ、2013年度（平成25年度）と2014年度（平成26年度）に、市内で自然環境調査を実施し、その結果を基礎資料とし、2016年度（平成28年度）に「生物多様性ふなばし戦略」を策定しました。

戦略策定から5年が経過する中で、関連計画として、2020年度（令和2年度）に「第3次船橋市環境基本計画」などを策定し、2021年度（令和3年度）に「第3次船橋市総合計画」を策定しました。本戦略改定においては、これらの計画と整合をはかります。

■ 第3次船橋市総合計画

市の生物多様性地域戦略の上位計画となる第3次船橋市総合計画を令和4年3月に策定しました。総合計画では将来都市像を「人も まちも 輝く 笑顔あふれる 船橋」としており、目指すまちの姿として、以下のように定めています。 ※今後整理の予定です。

■ 第3次船橋市環境基本計画

生物多様性ふなばし戦略の上位計画となる第3次船橋市環境基本計画を、令和3年3月に策定しました。環境基本計画のうち、生物多様性に関連する施策の柱、基本施策及び重点的な取り組みは以下のとおりです。 ※今後整理の予定です。

■ 船橋市地球温暖化対策実行計画

市の環境分野の関連計画である「船橋市地球温暖化対策実行計画」を、令和3年3月に策定しました。生物多様性に関連する施策の柱と取組は以下のとおりです。 ※今後整理の予定です。

■ 船橋市緑の基本計画 改定第2版（改定中）

船橋市緑の基本計画は、令和8年度改定版の策定に向けて、現在見直しを進めています。改定版の基本方針（案）は、以下のとおりです。 ※今後整理の予定です。

■ 船橋市都市計画マスタープラン

第3次船橋市総合計画の改訂に合わせて、第2期船橋市都市計画マスタープランを令和4年11月に策定しました。市のまちづくりの目標や将来都市構造を描き、都市計画やまちづくりの課題等を解決するための方針を定めています。生物多様性に関連する目標としては、「自然と人と産業が調和したまちづくり」が該当します。

(2) 戦略の目的

本戦略は、生物多様性基本法で定める生物多様性地域戦略に該当し、次のような目的をもっています。

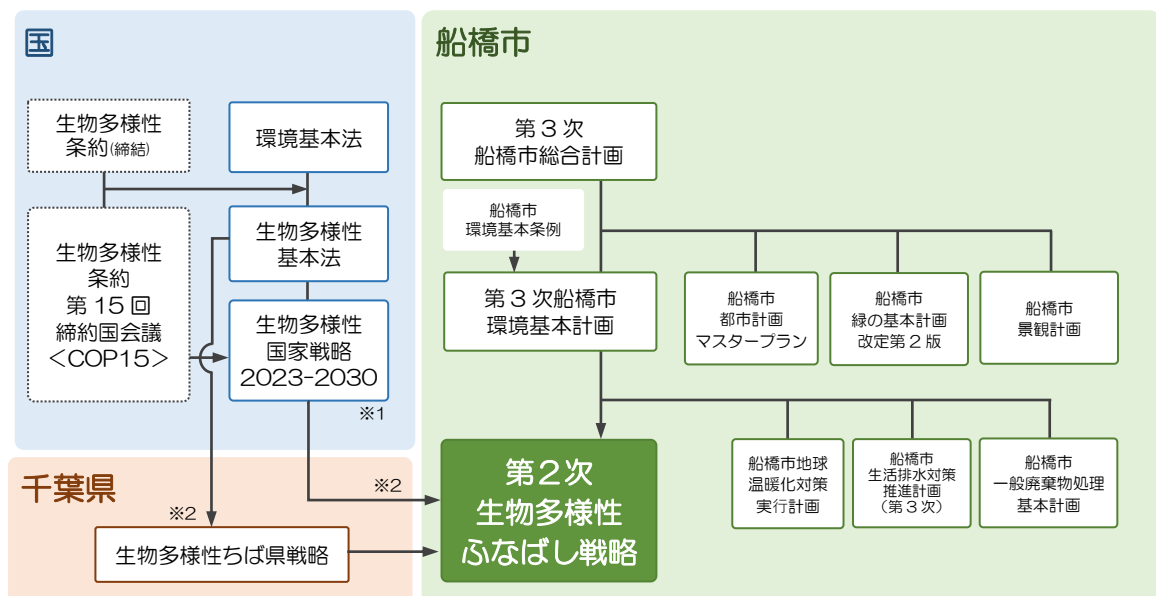
- 船橋市の地域特性を踏まえ、今後の生物多様性の保全のあり方や持続可能な利用を進めていく上での方向性を示します。
- 自然を守ることだけではなく、日々のくらしや事業活動、インフラ整備といったまちづくりなどの中で、生物多様性がもつ多面的な機能や価値の積極的な活用を進めるための方針を示します。
- 生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることによって、様々なまちづくりの取組の価値を高め、安全で豊かなくらしを実現することに寄与します。
- 豊かな生物多様性とその恵みを次の世代へと引き継いでいくために、多様な主体が個々にできること、また、連携して進めていく必要のある取組などを示します。

※施策の内容等を踏まえ、「ネイチャーポジティブ」などの新たなキーワードを含めた形で内容を今後精査する予定です。

(3) 戦略の位置付け

本戦略は、「第3次船橋市総合計画」を環境面から推進する分野別計画として策定した「第3次船橋市環境基本計画」を上位計画とし、「船橋市都市計画マスタープラン」、「船橋市緑の基本計画改定第2版」、「船橋市地球温暖化対策実行計画」などの関連計画との整合をはかりつつ推進します。

ここでは、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」、「生物多様性国家戦略2023-2030」および「生物多様性ちば県戦略」などを基盤として施策を策定・推進します。



※1：生物多様性国家戦略は生物多様性基本法第11条で規定されている計画であり、その中で生物多様性地域戦略の策定や見直しの指針を示しています。

※2：生物多様性基本法第13条で都道府県および市町村で生物多様性地域戦略を策定することを努力義務として規定されています。

(4) 対象とする期間

本戦略は、生物多様性の保全と持続可能な利用により、自然と共生する社会を実現することをめざしています。長期的な展望に立って策定した施策の効果を持続させるため、実施効果を継続して維持していくことが大切です。そのため、期間を定めて施策の実施効果を評価し、その結果をもって計画を見直し、あるべき姿に確実に近づけていくことが必要です。

生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2050年（令和32年）のビジョンと、2050年ビジョンに向けた2030年（令和12年）、までのミッションを掲げています。また、昆明・モントリオール生物多様性枠組の達成に向けたわが国のロードマップとしての役割を担い、生物多様性地域戦略の策定と見直しの指針となる「生物多様性国家戦略2023-2030」では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」と同じ目標年を掲げています。

本戦略策定時においては、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」と「生物多様性国家戦略2023-2030」との整合をはかるために、2050年度（令和32年度）を長期目標年度とする目標を定め、戦略の対象期間を、2027年度（令和9年度）から2036年度（令和18年度）までの10年間としました。

	2027 R9	...	2030 R12	2031 R13	...	2036 R18	...	2050 R32
第2次生物多様性ふなばし戦略 (2027 (R9) .3)	策定					短期 目標年度	長期 目標年度	
昆明・モントリオール生物多様性枠組 (2022 (R4) .12)			2030 ミッション					2050 年 ビジョン
生物多様性国家戦略 2023-2030 (2023 (R5) .3)			2030 年 ミッション					2050 年 ビジョン
第3次船橋市総合計画 基本構想・基本計画 (2022 (R4) .3)				目標 年度				
第3次船橋市環境基本計画 (2023 (R3) .3)			目標 年度					

(5) 対象とする区域

本戦略の対象は船橋市全域とすることを基本とします。なお、生物多様性の保全にあたっては、市域のみで考えるのではなく、地形の連続性や流域単位で考える必要のある広域な水循環、生き物の移動などの要素を考慮し、より有効な施策とします。

第 2 章

船橋市の生物多様性の現状と課題

(1) 船橋市の地形・土地利用の特徴

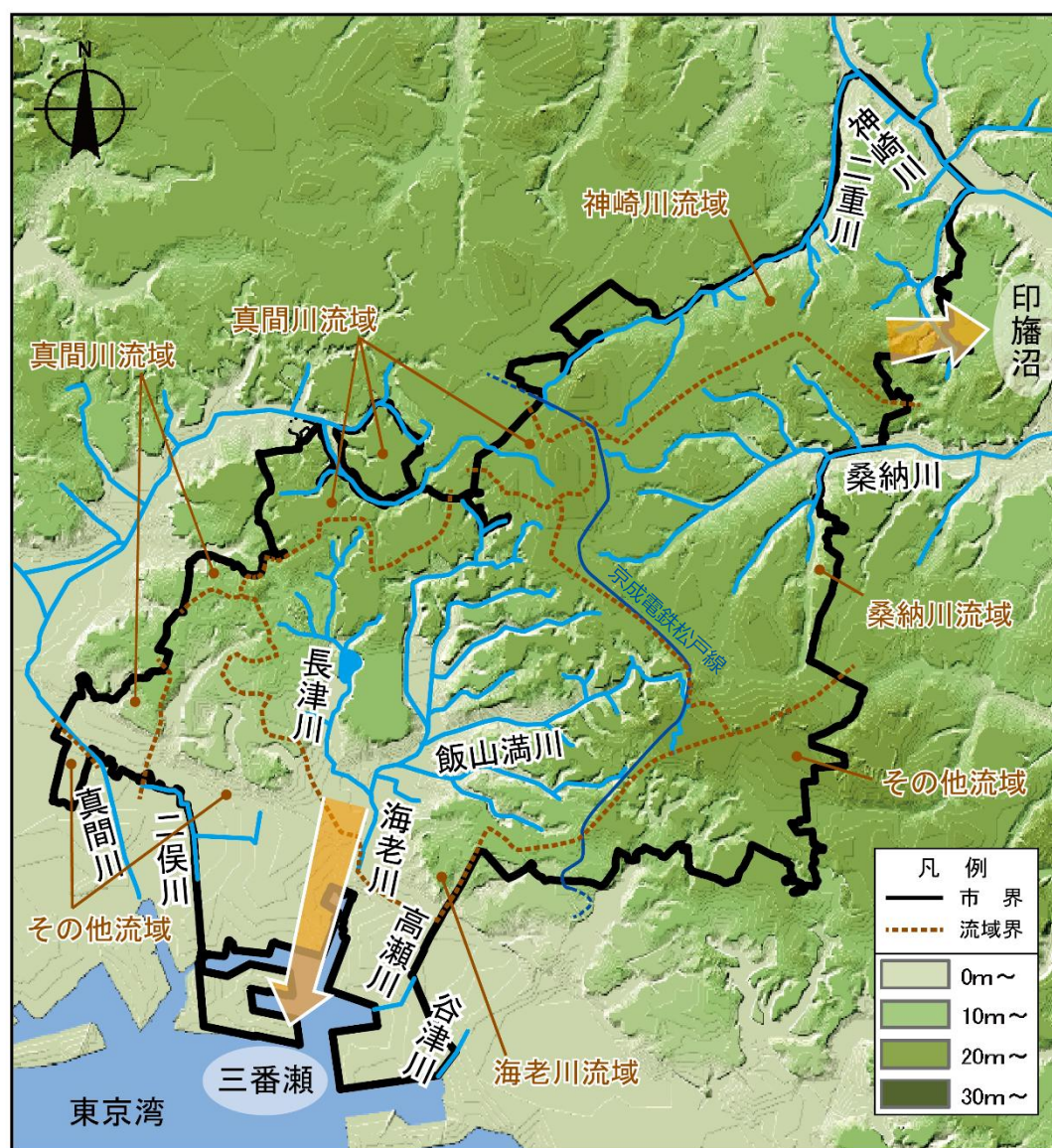
生物多様性を守ることによってめざす目標は、持続可能な社会をつくることであり、そのためには、その場所で長い歴史をかけて培われてきた自然のなりたちを知ることが大切です。ここでは船橋市の自然のなりたちを、地形と水の動き、人のくらし、動植物の側面からみてみましょう。

1) 地形のなりたち

船橋市の北部から中央部にかけては下総^{しもうさ}台地が広がっており、台地の中には河川の侵食によって形成された谷底平野（低地）が、この台地と低地の間に位置する斜面には樹林地（斜面林）があります。台地を細長く刻み込んでいる谷は谷津と呼ばれ、湧水を利用した^{やっだ}谷津田が広がっていました。また、南部の沿岸域には、東京湾に注ぐ江戸川や海老川、真間川^{ままがわ}などの河川が複合的に形成した三角州が存在し、かつては干潟として多くの生き物を育んでいました。

船橋市は、東京湾に流入する海老川や真間川の流域と、利根川水系の印旛沼に流入する^{かんざきがわ}神崎川（二重川はその支川）および^{ふたえがわ}桑納川の流域に分けられます。人々のくらしの中から発生した汚濁や人によって持ち込まれ河川に放たれた外来種などは、流域の水の流れに応じて出口側にある東京湾や印旛沼にもたらされ、それぞれの水環境に影響を与えています。これら二分される流域の大まかな境界（^{ぶんすいれい}分水嶺）には、京成電鉄松戸線の線路がつくられています²⁻²⁾。

このような地形のなりたちは、船橋市が海の底であった時代にさかのぼることができます。約12万年前、内湾（古東京湾）の浅い海に堆積した地層（^{こうせきそう}洪積層）は、長い年月をかけて陸化し、現在の台地となったといわれています。この台地の標高は船橋市の高い地域で約30m（最高点は習志野3丁目の32.3m）程度ですが、東京湾側にはやや低い台地も存在しています。この低い台地は、約6～8万年前の海水準が安定した時期に形成された浅い海底面が、その後の地殻変動によって離水して形成された海岸段丘です。現在、船橋市周辺に続く崖は、波が台地を削り取った痕跡としてみるができます²⁻³⁾。



船橋市の地形と主な河川

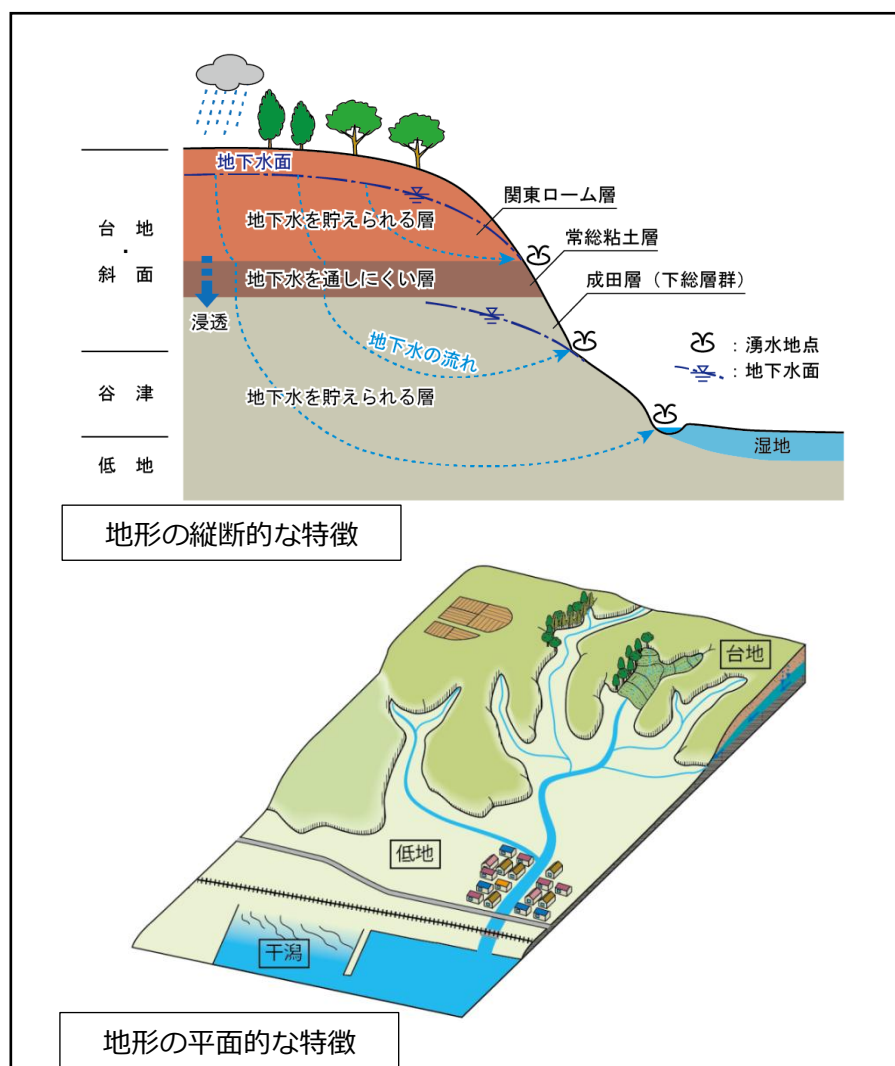
地形出典：国土交通省ウェブサイト「国土数値情報 標高・傾斜度 3 次メッシュデータ」

河川出典：船橋市河川概要図、2014 年（平成 26 年）3 月

船橋市の台地に降った雨水は、一部が地下に浸透し、地下水となった後、台地と低地との境界にある崖の端部（斜面の基部）から湧水となって湧き出し、湿地や川の流れを形成しています。この湿地は、湧水が水源となっていますが、河川の氾濫によって一時的に湿地となるものもあり、船橋市の河川周辺の湿地は水田として活用されてきました。このような水の流れの違いは、異なる水環境の湿地をつくり、その違いに応じた様々な生き物が生息・生育しています。

また、南部に形成されている三角州は、東京湾に注いでいる江戸川や海老川、真間川などにより供給された土砂や、海面が高かった時代に波が崖を削り取って供給された土砂が、河口域などに数10mの厚さで堆積したものです。この三角州は、干潟として豊かな海の生き物を育み、人々に恵みをもたらしている三番瀬の土台の地形となっています²⁻³⁾。

このように、船橋市には、^{かんとうそうぼんちやうどう}関東造盆地運動と呼ばれる現在も続く地殻変動や、寒冷な氷期と比較的温暖な間氷期の繰り返しがもたらした海水準の変動と海岸線の変化、海（波）による侵食、水の流れ（水循環）などが要因となって様々な地形が形づくられ、それぞれの環境に適応した多様な自然環境が維持されてきました。現在は、都市化の進展と共に沿岸の埋立てや陸地の開発が進められたため、地形はさらに変化してきています。



2) 人のくらしと自然との関係

船橋市では、台地・斜面、低地、河口・海岸といった地形の違いや、それぞれの地形を水の流れでつなげる水循環が、多様な自然環境を形成する基盤となっています。この多様な自然環境が生み出す自然の恵みは、古くから人のくらしを支えてきました。

現在、船橋市となっている地域に人が生活しはじめたのは、後期旧石器時代からといわれており、約3万年前頃の遺跡があります。また、市内の台地のあちこちから発見されている約1万2千年から2千3百年前の縄文時代の貝塚からは、東京湾の魚介類が多く見つかっています。その中の取掛西貝塚は2021年（令和3年）に船橋市初の国の史跡に指定されました。さらに、水田農業が全国に普及していった弥生時代の遺跡は、夏見台地や金杉台地などで発見されています^{2-3),2-4)}。

その後、奈良時代には、東京湾沿いに下総の国府（市川市）から上総の国府（市原市）を経て、安房の国府（南房総市付近）にいたる古代東海道が通り、下総国府から約5kmの至近距離にある東中山台遺跡群（西船他）・印内台遺跡群（西船他）などの古代の大集落が繁栄しました。また鎌倉時代には、房総街道が整備され、海老川河口に湊ができ、鎌倉幕府への船の往来がはじまりました^{2-5),2-6),2-7)}。このように船橋は水陸交通の要衝として繁栄しました。

船橋市の本町周辺は、江戸時代の船橋宿になります。船橋宿は、五日市村、九日市村、海神村の三つの村の総称であり、まとめて船橋と呼ばれていました。この三村の南寄りを横切るように佐倉道（成田街道）が通り、街道の要所にあった船橋には宿場町が形成されました²⁻⁸⁾。また、江戸時代前期の船橋の海は、優れた漁場として江戸に知られるなど、船橋市の自然は、古来より、人々に自然の恵みをもたらし、地域の発展に貢献してきました。

大正時代から戦前にかけてはじまった沿岸の埋立や陸地の開発は、昭和30年代頃から急激に進行し^{2-3),2-4)}、地域のみならず日本の経済成長を支えてきましたが、その反面、台地上や河川沿いの低地での生き物の生息・生育環境の悪化や、東京湾での青潮現象や赤潮現象などの問題も引き起こす結果となりました。また、船橋市における市街化などによる土地利用の変化は、台地や低地などで雨水浸透の低下をもたらし、生き物の生存に必要な湧水を減少させたり、人のくらしを脅かす都市型水害の一因となるなど、様々な問題を引き起こす原因となっています。

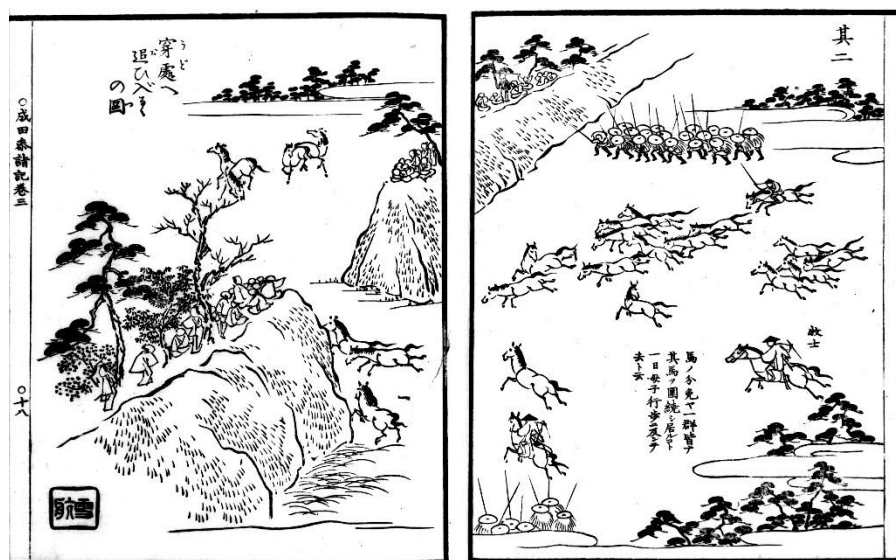
このように長い歴史を通じて地域のくらしや文化を支えてきた自然は、現在大きく変化しつつあります。今後、船橋市では残された自然や生き物を大切にしながら、人が豊かにくらししていくことができる取組を進めていくことが必要です。特に、多様な自然環境を育み、人のくらしを支える水循環をバランス良く維持していくことが大切です。

3) 船橋市の土地利用の特徴と変遷

船橋市の自然が地形に応じて様々な個性をもつこと、また、そこにある自然や生き物は、水循環によってもたらされる水の存在に依存することは、船橋市の大きな特徴といえます。そこで、船橋市を主な地形の要素ごとに区分し、土地利用の特徴と変遷を示します。

① 台地・斜面

下総台地は、昔、広大な草地が広がっており、江戸時代は幕府の馬を育成するための「牧」として利用され、野生馬が放牧されていました²⁻¹³⁾。放牧された野生馬の中で優れた馬は江戸に送られ、刈り取った草は、農地の肥料や農耕用の牛馬の飼料として利用されるなど²⁻¹⁴⁾、草地の恵みは、他地域にも及んでいました。

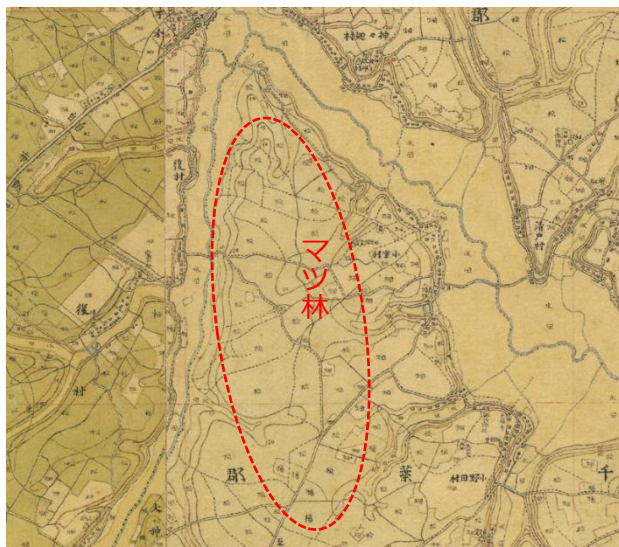


野馬捕りの絵（野馬捕り：頭数を記録するために放牧されていた野馬を捕らえる行事）

出典：成田参詣記 巻三（原本は千葉県立図書館所蔵）

また、明治維新につながる戊辰戦争では、幕府方脱走兵が船橋大神宮を拠点としたため、大神宮・宿場・漁師町の大半が焼失させられました。維新後、政府は旧幕府牧の開墾事業を計画し、東京府下の職を失った者や希望者を移住させ、畑作村を作りました。船橋市域の下野牧西部も1869年（明治2年）秋から開墾され、二和・三咲となりました²⁻⁴⁾。

その後、明治末期から大正・昭和初期にかけて、総武線・京成電鉄・東武鉄道などが開通すると、ふたたび県北西部における交通拠点として活気を取り戻しました²⁻⁵⁾。明治と現在の土地利用の違いを地形図などで比較すると、明治時代の船橋市では、北部の台地では、マツなどの樹林が多く、南部の海老川付近の台地では畑としての利用が多くあったことがうかがえます。また、三咲駅周辺では、まとまった面積の草地もみられました。



明治時代初期～中期の状況



現在の状況（2015 年（平成 27 年）12 月撮影）

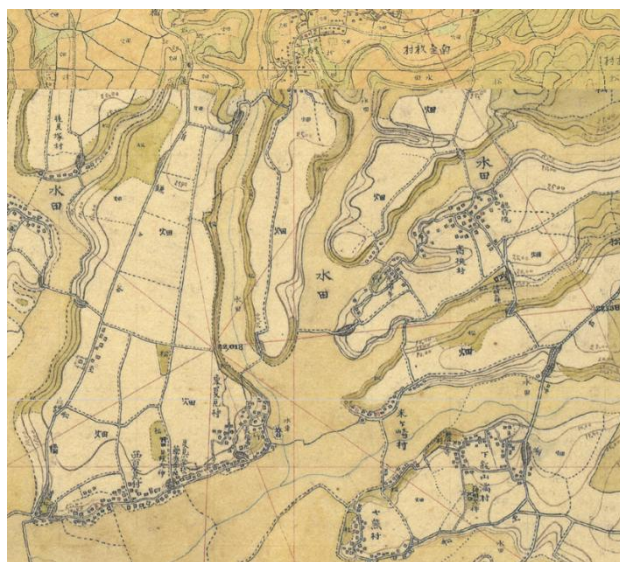
船橋市北部 小室町周辺台地の土地利用の変化

出典：農研機構・農業環境変動研究センターウェブサイト「歴史的農業環境閲覧システム」迅速測図²⁻¹⁵⁾

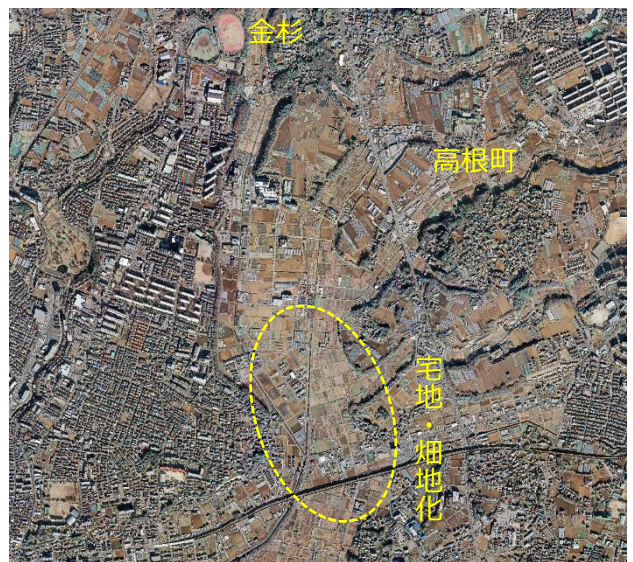
②低地

下総台地を樹枝状に流れる海老川や神崎川に沿って、それらの河川による侵食によって形成された谷底平野（低地）が伸びており、台地を細長く刻み込んでいる谷は谷津と呼ばれています。台地と低地の間に位置する斜面林で囲まれた低地には、かつては台地のふちから湧き出す湧水を利用した水田（谷津田）が広がっていました。

谷津には、水田や湿地の他にも樹林や畑地・草地、河川・池沼などの多様な自然環境があり、人間の営みを支える様々な場を提供するとともに、生き物にとっても重要な生息・生育の場所となっています。しかし、近代化の流れのなかで、その土地本来の地形や自然状況を活かした土地利用は減少しています。明治時代初期～中期に作られた迅速測図をみると、海老川周辺の低地には大規模な水田地帯が広がっています。現在は、金杉や高根町周辺などの一部の地域を除いて、宅地や畑地としての利用が増加していることがわかります。



明治時代初期～中期の状況



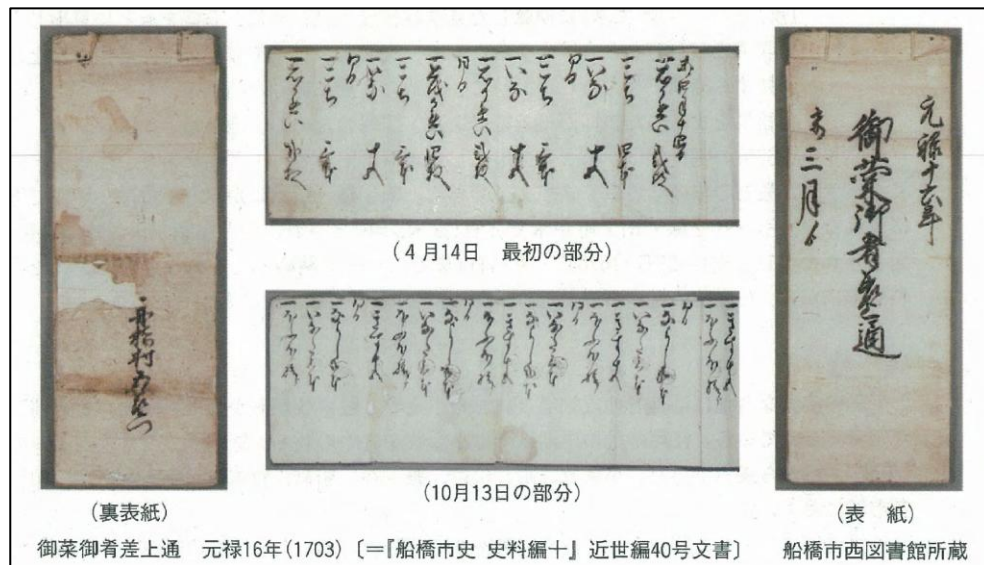
現在の状況（2015年（平成27年）12月撮影）

船橋市中央部 海老川下流域の土地利用の変化

出典：農研機構・農業環境変動研究センターウェブサイト「歴史的農業環境閲覧システム」迅速測図

③河口・海岸

江戸時代前期の船橋の海は、将軍家の御台所へ魚を献上する御菜浦と呼ばれた優れた漁場であり、ここで取れた魚は江戸へと運ばれました。この献上された魚は、「御菜^{おさい}御肴^{おさかな}差上通^{さしあげかよい}」という帳面に記録が残っており、イシガレイなど²⁻²²⁾、今の船橋でも漁獲している魚の名前があげられています。

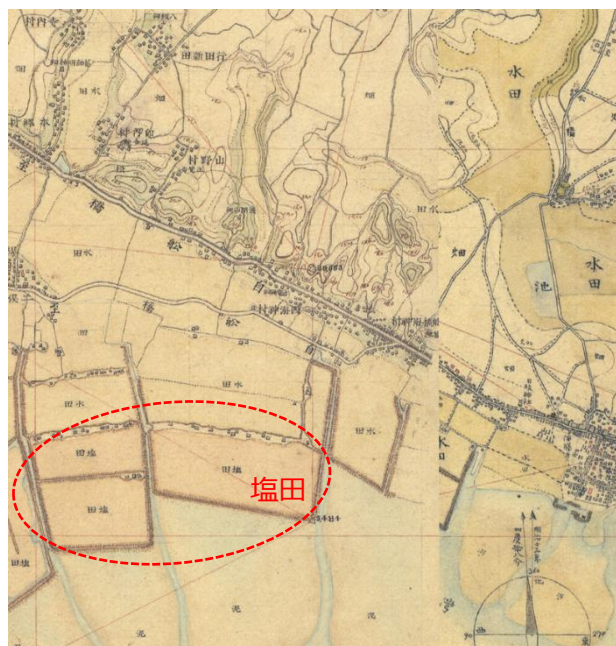


御菜御肴差上通（おさいおさかなさしあげかよい）

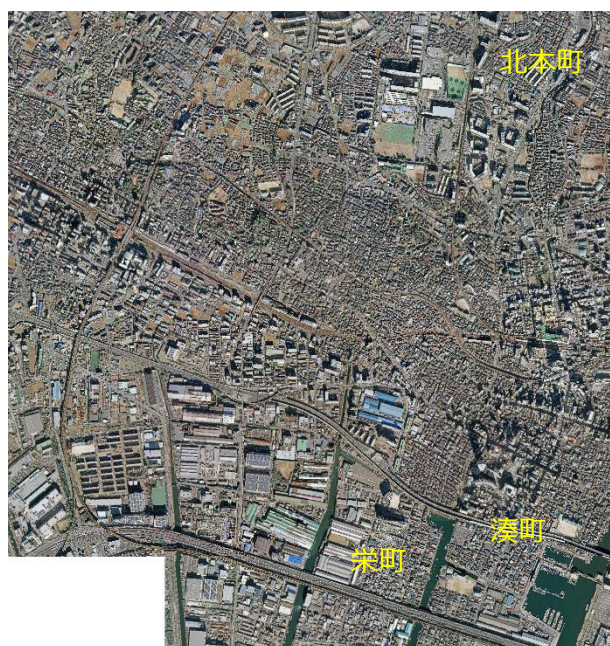
出典：新版 船橋のあゆみ 2008年（平成20年）3月（船橋市郷土資料館）

また、明治時代は、沿岸部の干潟は広く塩田として利用されていました。船橋市の沿岸西部にある三番瀬は、江戸時代には地引き網および貝漁場として有数の漁場だったといわれています²⁻²³⁾。なお、現在では埋立や開発が進み、土地利用が大きく変化しました。

現在、東京湾に面した浅瀬から干潟にかけて広がる三番瀬は、海苔養殖やアサリの生産、スズキをはじめとした魚類の捕獲などが行われる重要な漁場となっています。特に、海苔の味と香りは全国でもトップクラスであるといわれ、三番瀬で採れたアサリは身も大きく人気があります²⁻²³⁾。こうした漁業の恵みは、生物多様性の恵みそのものといえます。



明治時代初期～中期の状況



現在の状況（2015 年（平成 27 年）12 月撮影）

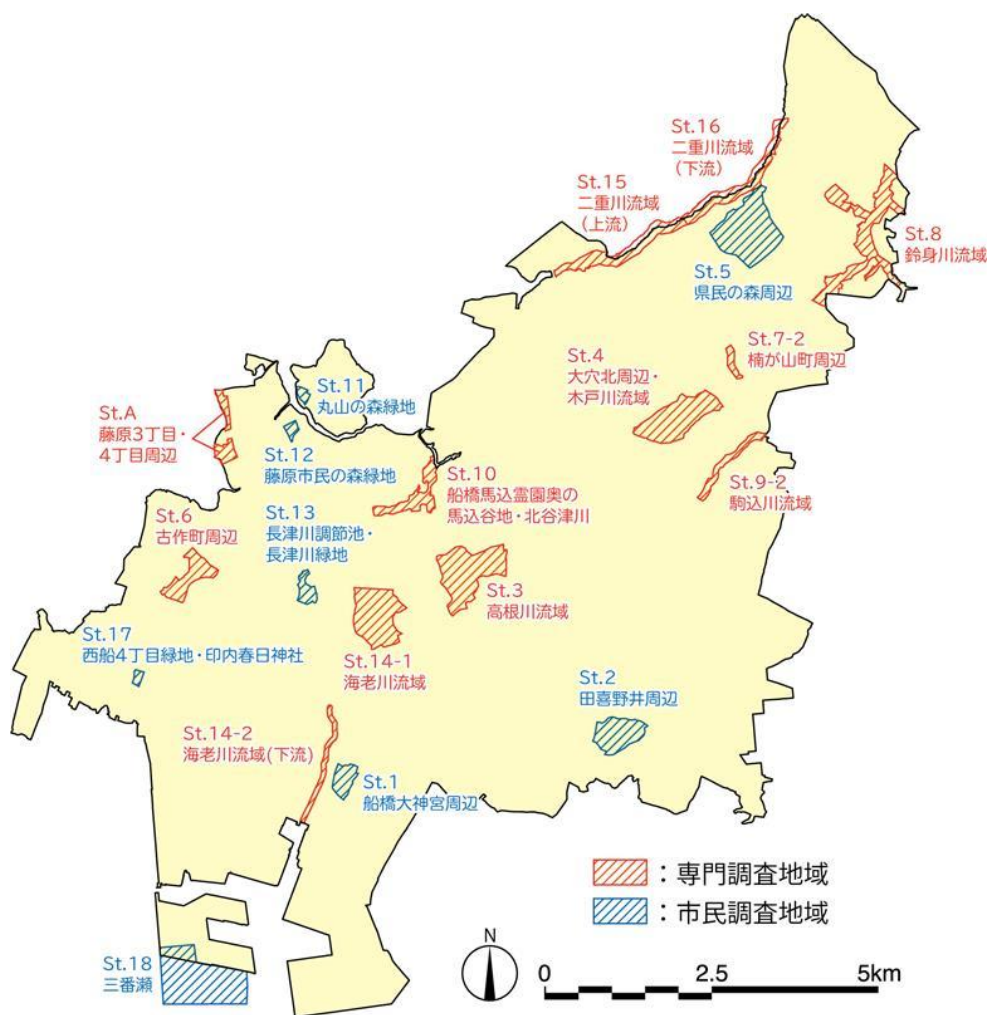
船橋市南部 海老川下流域から東京湾にかけての土地利用の変化

出典：農研機構・農業環境変動研究センターウェブサイト「歴史的農業環境閲覧システム」迅速測図

(2) 生物多様性に関する現状と課題

1) 船橋市の代表的な生き物

船橋市の生き物の生息・生育状況を把握するために、2024年度（令和6年度）と2025年度（令和7年度）に自然環境調査を実施しました。調査は、植物、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、底生動物を対象として、市内の19地域で現地調査を実施しました。また、専門の調査員が調査を行う「専門調査地域」と、市民や市民団体が主に調査を行う「市民調査地域」に区分して、調査を実施しました。



船橋市内における自然環境調査の実施位置

※2024年度（令和6年度）～2025年度（令和7年度）の調査地域は、2013年度（平成25年度）～2014年度（平成26年度）に実施した前回調査において、比較的自然環境が残されている地域として調査した地域としました。

調査にあたっては、船橋市の環境区分毎に環境の変化の把握や評価に用いる「指標種」を選定しました。また、生態系ネットワークの状況や外来種の侵入状況を評価するための指標種や地球温暖化による変化を把握するための指標種も選定しました。

指標環境	景観	主な指標種
二次林・公園緑地	※代表的な調査地域の写真を追加	・ヤマユリ ・キンラン ・シジュウカラ ・ニホンカナヘビ ・ノコギリクワガタ 等
草地・耕作地		・カヤネズミ ・ヒバリ ・ヒガシニホントカゲ ・ススキ 等
谷津田		・トウキョウダルマガエル ・タニシ類 ・サシバ 等
河川		・カワセミ ・アカミミガメ ・ナガエツルノゲイトウ 等
干潟		・ミヤコドリ ・ダイゼン

※重要種、外来種の凡例を追加

調査の結果、2,632種の生き物が確認されました。各環境区分で確認された代表的な生き物は以下のとおりです。

調査項目	確認種数
植物	1,097 種
哺乳類	12 種
鳥類	144 種
爬虫類	7 種
両生類	11 種
魚類	933 種

調査項目	確認種数
昆虫類	98 種
底生動物	153 種
底生動物 (三番瀬)	177 種

環境区分	代表的な生き物		
二次林・公園緑地	※写真を掲載		
草地・耕作地			
谷津田			
河川			
干潟			

※重要種、外来種の凡例を追加

2) 船橋市の生物多様性の変化とその要因

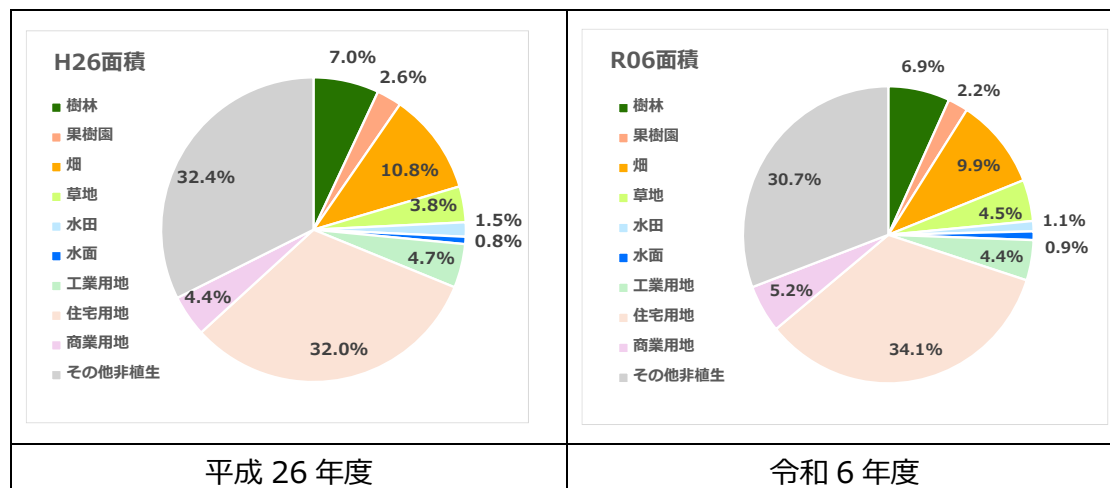
「生物多様性国家戦略2023-2030」に示されている生物多様性の直接的な損失要因である「四つの危機」ごとに、前回の自然環境調査（2013年度（平成25年度）と2014年度（平成26年度））以降の船橋市の生物多様性の変化とその要因を整理しました。

①第1の危機：宅地開発等による生息地の減少・分断

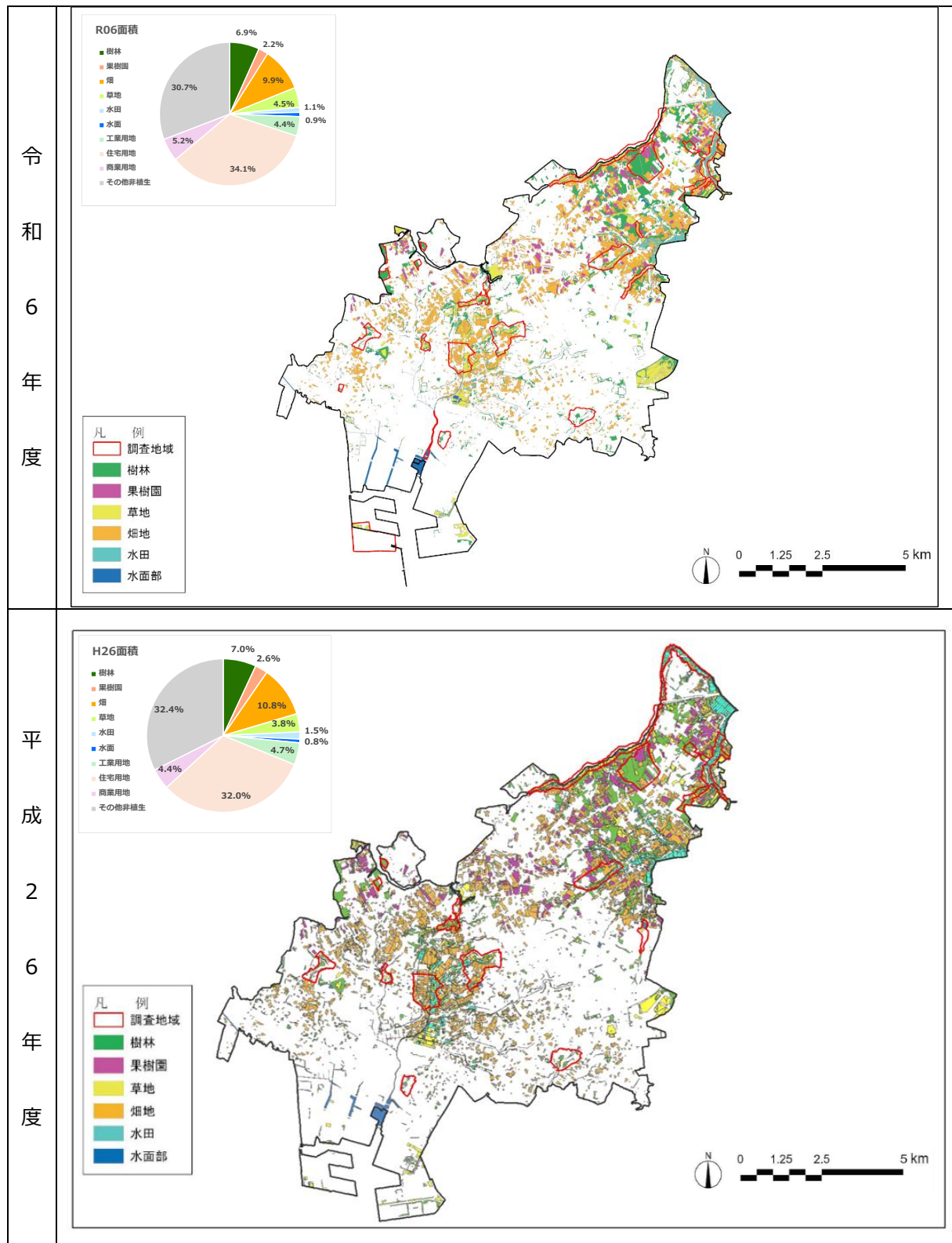
前回調査の実施時（平成25年度）と今回の自然環境調査の実施時（令和6年度）の市全域の土地利用を比較すると、樹林、果樹園、畑、水田の面積が減少し、市の中心部では顕著に住宅用地が増加しているなど、宅地開発等の土地の改変をともなう開発による変化がみられます。

特に、船橋市において貴重な湿地環境となっている水田については、前回調査時から26.5%（約350,000m²）減少しており、一部は住宅用地や道路等の人工的な土地利用に変化しています。また、樹林については、宅地開発等による指定樹林の解除、樹林の伐採が見られます。

それにより、生き物の生息・生育地の減少や生態系ネットワークの分断が徐々に進んでいると考えられます。



市全域の土地利用の変化



船橋市の土地利用の変化

②第2の危機：里地里山などの管理不足等による生息地の減少・分断、生息環境の質の低下

※以下の内容を文章で説明する予定です。

「生物多様性ふなばし戦略」（平成29年）の策定時点（平成26年度）と、令和6年度の船橋市の土地利用の変化を整理すると、樹林、果樹園、畑、水田の面積が減少しており、草地の面積が増加している傾向が見られます。特に水田については、前回調査時と比較して約350,000㎡（26.5%）の減少が見られました。

<現状>

- ・ 水田や畑地の耕作放棄に伴う放棄耕作地雑草群落の増加
- ・ 放棄された耕作地では除草等の適正管理がされないことによる草木繁茂や外来植物の侵入などにより、多様性の乏しい単調な植生へと変化している地域がある
- ・ 所有者の高齢化等による維持管理不足

<課題>

- ・ 農地を維持する取組と並行して、耕作放棄地の生物多様性の保全を含む自然の多面的機能の発揮を見据えた継続的な取組が必要
- ・ 大部分が民有地である、樹林地、農地などの保全については、地権者だけではなく、様々な主体が関係し、また、その土地の背景・事情に合わせた柔軟な取組が必要。

※草地が増加した場所や耕作放棄地の増加等を確認できる図を掲載予定

③第3の危機：侵略的外来種等による生態系の攪乱

※以下の内容を文章で説明する予定です。

<現状>

- ・ 10年前の前回調査では見られなかった特定外来生物を含む（国外・国内）外来生物種の増加及び分布域の拡大
- ・ 在来種への影響が懸念される

<課題>

- ・ 効果的な外来種の防除を進めていくためにも、被害の大きさ等からの重点的な対策種の選定が必要
- ・ 重要種の生息・生育状況を踏まえた重点的な対策場所の選定が必要
- ・

※自然環境調査結果より、外来種が増加していることを示す予定です。

生き物の生息・生育状況の変化

今回実施した自然環境調査について、前回調査と比較すると、調査地域数が異なるため確認種数等の単純な比較はできませんが、外来種の確認数が増加していると考えられます。

このことから、市域への新たな外来種の侵入がうかがえました。外来種に関しては、各調査地域において、前回調査で確認されなかった種が多く確認されており、分布の拡大が確認されています。

確認種数の変化

項目	前々回 (参考)	前回 (16 調査地域)	今回	
			専門調査結果 専門調査地域 10 地域	※参考 船橋市全域の調査結果 専門調査地域 10 地域 市民調査地域 8 地域および市全域 船橋大神宮の調査結果 三番瀬の調査結果
植物	146 科 989 種	144 科 882 種 (外 : 291 種)	141 科 835 種 (外 : 297 種)	160 科 1097 種 (外 : 479 種)
哺乳類	5 目 7 科 8 種	5 目 8 科 11 種 (外 : 2 種)	5 目 9 科 12 種 (外 : 4 種)	5 目 9 科 12 種 (外 : 4 種)
鳥類	13 目 32 科 68 種	14 目 33 科 81 種 (外 : 0 種)	15 目 33 科 66 種 (外 : 0 種)	17 目 42 科 144 種 (外 : 1 種)
両生類	1 目 4 科 6 種	1 目 4 科 6 種 (外 : 1 種)	1 目 5 科 7 種 (外 : 2 種)	1 目 5 科 7 種 (外 : 2 種)
爬虫類	2 目 7 科 11 種	2 目 8 科 13 種 (外 : 1 種)	2 目 7 科 11 種 (外 : 1 種)	2 目 7 科 11 種 (外 : 1 種)
昆虫類	13 目 144 科 658 種	15 目 175 科 851 種 (外 : 1 種)	16 目 194 科 886 種 (外 : 33 種)	16 目 203 科 933 種 (外 : 33 種)
魚類	3 目 5 科 7 種	8 目 13 科 28 種 (外 : 10 種)	6 目 10 科 27 種 (外 : 10 種)	17 目 41 科 98 種 (外 : 16 種)
底生動物	10 目 18 科 21 種	25 目 68 科 145 種 (外 : 3 種)	25 目 74 科 151 種 (外 : 4 種)	25 目 75 科 153 種(外 : 4 種) (三番瀬)46 目 114 科 177 種(外 : 11 種)

注 1 : 前回調査及び今回調査における () 内の数は外来種の確認数

④第4の危機：気候変動（温暖化）による生態系（生物相）の影響

※以下の内容を文章で説明する予定です。

<現状>

- ・ 温暖化の指標種とした、クマゼミ、ナガサキアゲハ、ツマグロヒョウモンの分布域の拡大を確認
- ・ 温暖化による生物間の競合等の生態系への影響が及ぶ可能性が示唆

<課題>

- ・ 温暖化による生物間の競合等の生態系への影響について、自然環境モニタリング等を通じて継続的な把握が必要

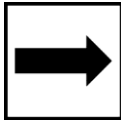
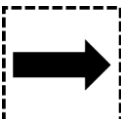
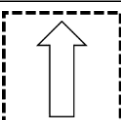
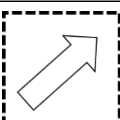
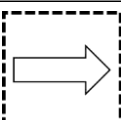
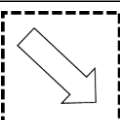
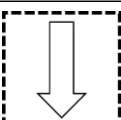
※自然環境調査結果より、温暖化の指標種が拡大していることを示す予定です。

3) 船橋市の生物多様性の評価

①環境区分ごとの生物多様性の評価

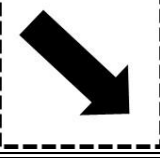
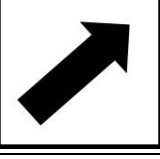
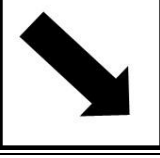
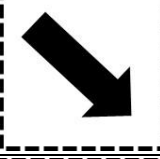
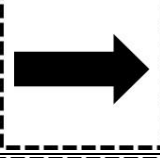
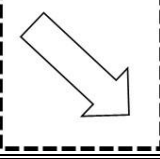
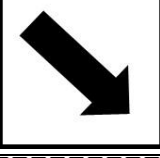
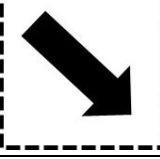
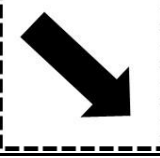
市域全体の生物多様性の状況について、上記の土地利用の変化、および専門調査地域・市民調査地域における指標種の確認状況等を基に評価しました。なお、指標種数が少ない河川や海岸（干潟）については、魚類の調査結果や三番瀬における各種調査結果を参考に評価しています。評価にあたっては、回復傾向・劣化傾向の判断に関する信頼度も加え、5段階で評価しました。

生物多様性の状況評価に関する凡例

		凡例				
		十分回復が伺えた	回復傾向が伺えるが、その程度は不十分	大きな変化なし	劣化傾向が伺えるが、その程度は限定的	顕著な劣化が伺えた
信頼性	高					
	中					
	低					

市域全体としては、「生物多様性の状況」について「劣化がうかがえるが、その程度は限定的」と評価しました。指標種の確認状況については、大きな変化が見られなかったことから、市域全体における各環境区分の変化は限定的と考えられました。しかしながら、開発により二次林・畑・谷津田等の面積が減少し、また、水田・畑の耕作放棄により、草地環境については一時的な回復傾向が見受けられたものの、農地における生物の生息環境が劣化していることがうかがえました。

市域全体の生物多様性の状況

環境区分等	生物多様性の状況	状況説明
全体		
二次林		《土地利用の状況》 樹林面積は、前回調査と比較して微減だったが、都市部の樹林地が人工的土地利用となる減少要因と草地等の遷移が進み樹林化が進む、増加要因が合わさった状況である。定量的な判断ではないが、都市部の樹林が失われる等、生物多様性の観点からは劣化傾向がうかがえた。 《生物の生息・生育状況》 二次林を指標環境とする指標種の状況が前回調査と比較して大きな変化がなかったことから、前回からの変化は限定的であることが伺えた。
草地		《土地利用の状況》 草地面積(※)は、水田や畑の耕作放棄等を要因として、前回調査と比較して、増加していたことから、回復傾向が伺えた。 (※)本調査に土地利用の整理では、草地面積に耕作放棄地を含んでいる。 《生物の生息・生育状況》 草地を指標環境とする指標種の状況が前回調査と比較して大きな変化がなかったことから、前回からの変化は限定的であることが伺えた。
道端・畑		《土地利用の状況》 畑の面積は、開発や耕作放棄等を要因として、前回調査と比較して、減少していたことから、劣化傾向が伺えた。 《生物の生息・生育状況》 道端・畑を指標環境とする指標種の状況が前回調査と比較して大きな変化がなかったことから、前回からの変化は限定的であることが伺えた。
谷津田		《土地利用の状況》 田の面積が、開発や耕作放棄等を要因として、前回調査と比較して、減少していることに加え、谷津地形を含む調査地域においても田の面積の減少傾向が確認されたことから、劣化傾向が伺えた。 《生物の生息・生育状況》 谷津田を指標環境とする指標種の状況が前回調査と比較して大きな変化がなかったことから、前回からの変化は限定的であることが伺えた。
河川		《土地利用の状況》 本戸川の多自然川づくりが平成15～28年度にかけて実施されているが、平成27年度以降整備規模や市域全体の河川の一部であることから、大きな変化はないと考えられた。 《生物の生息・生育状況》 河川を指標環境とする指標種の確認状況及び魚類・底生動物の重要種の確認状況(回遊性の生物の状況含む)が、前回調査と比較して大きな変化がないことが伺えた。
海岸(干潟)		《土地利用の状況》 大きな変化は確認されていないと考えられた。 《生物の生息・生育状況》 海岸(干潟)を指標環境とする指標種の確認状況及び三番瀬における生物の確認状況より、渡り鳥の確認数が減少していることから、劣化傾向が伺えたが、渡り鳥の確認数は世界的な湿地減少等要因が複合的であるため、当該傾向は信頼性は低いものと考えられた。
生態系ネットワーク		《土地利用の状況》 主に市街地付近において、自然的土地利用から人工的土地利用に変化していることから、劣化傾向が伺えた。 《生物の生息・生育状況》 生態系ネットワークの指標種であるコゲラ・シジュウカラは引き続き、おおよそ全ての調査地域で確認された。
温暖化		《生物の生息・生育状況》 温暖化の影響を示唆する指標種(クマゼミ等)の確認状況(増加)から、左記の評価とした。
外来種		《生物の生息・生育状況》 外来種に関する指標種の確認状況(増加)及び市域で確認された外来種数が前回調査と比較して増加が確認されたことから、左記の評価とした。

②生態系ネットワークの現状

船橋市における生態系ネットワークの現状を把握するため、市域における植生分布図（自然環境区分マップ）を基に、指標種の繁殖地や行動範囲の条件を踏まえた検討を行いました。

指標種の選定方針は以下に示すとおりであり、船橋市では、樹林や草地のネットワークを評価するための指標種として、鳥類（シジュウカラ、コゲラ）及びチョウ類、水域のネットワークを評価するための指標としてトンボ類を選定しました。

【指標種の選定方針】

- ① 飛翔能力・移動能力が高い（移動能力が低い地表徘徊性の動物は選定しない）
- ② 見つけやすく識別が容易（調査で確認しやすい）
- ③ 生息条件が比較的明確で、環境指標性が高い
- ④ 人との共存が可能（ある程度の都市でも生息できる）
- ⑤ 評価指標となる生きものは、樹林地、草地等の陸域を主な生息環境とする種、水辺を主な生息環境とする種をそれぞれ設定する



【指標種の選定結果】

樹林や草地のネットワーク：鳥類（シジュウカラ、コゲラ）、チョウ類
 水域のネットワーク：トンボ類

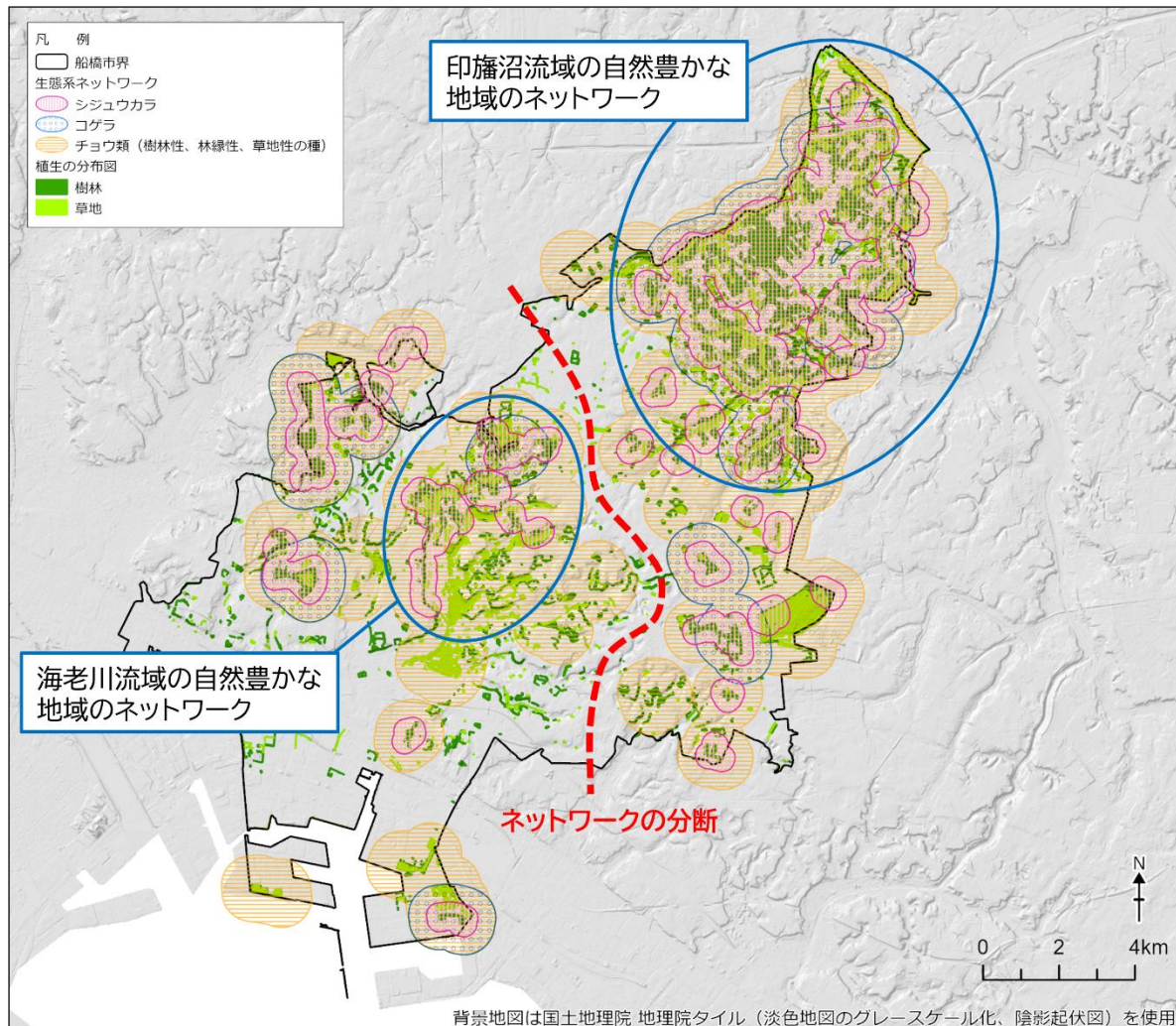
また、指標種の繁殖地や行動範囲等の条件（既往文献における知見を基に設定）は以下に示すとおりであり、コアエリアとバッファークゾーンの分布から生態系ネットワークの状態を評価しました。

指標種	①繁殖地 (コアエリア)	②行動範囲 (バッファークゾーン)	③採食地等
シジュウカラ	1.0ha 以上の広さの連続した樹林	繁殖地の林縁部から 200m の範囲	バッファークエリア内にある 1.45ha 以上の樹林
コゲラ	2.0ha 以上の広さの連続した樹林	繁殖地の林縁部から 500m の範囲	バッファークエリア内にある 2.0ha 未満の樹林
チョウ類	1.0ha 以上の広さの連続した草地、樹林	繁殖地の林縁部から 500m の範囲	バッファークエリア内にある 0.5 以上～1.0ha 未満の樹林+草地
トンボ類	水域	水域から 350m の範囲	-

市内の樹林や草地のネットワークを示した図を以下に示します。

鳥類（シジュウカラ、コゲラ）のネットワークについては、印旛沼流域の自然豊かな地域及び海老川流域の自然豊かな地域ではまとまったネットワークが形成されていますが、都市部によって分断されています。

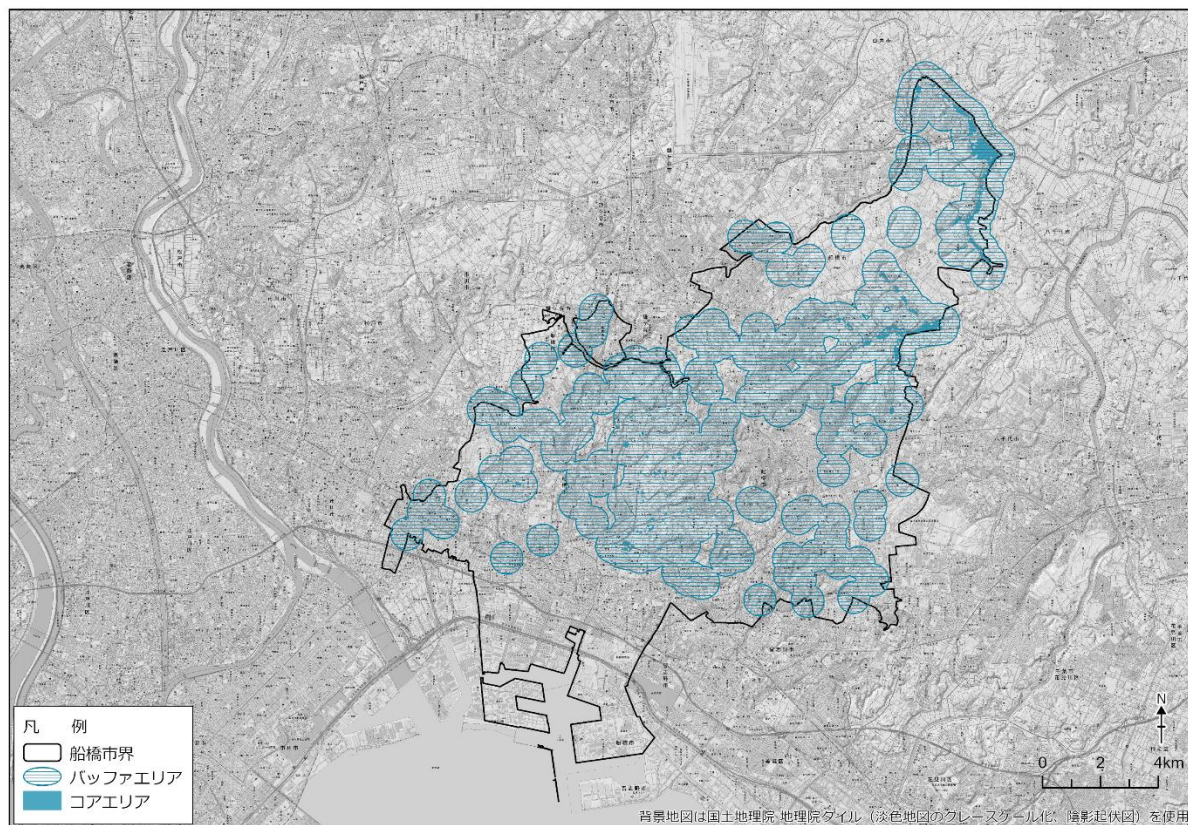
また、チョウ類のネットワークについても、鳥類（シジュウカラ、コゲラ）と同様に都市部による分断がみられます。



生態系ネットワークの評価結果

また、市内の水域のネットワークを示した図を以下に示します。

(※以下の図面を精査中)



③生物多様性の保全上重要な場所の検討

船橋市の生物多様性の保全上重要な場所については、図のとおり9か所としました。

生物多様性の保全上重要な場所の設定については、次の手順で行いました。

まずは、今回自然環境調査を実施した調査地域を3つに分類しました。

次に、環境省が生物多様性の保全上重要な場所として選定している区域に属する調査地域を生物多様性の保全上重要な場所として設定しました（設定方法1）。

最後に、複数の自然環境区分が存在する調査地域において、詳細な条件の重ね合わせによって重要な場所を抽出し、また、専門家の意見を聞きながら、生物多様性の保全上重要な場所を設定しました（設定方法2）。

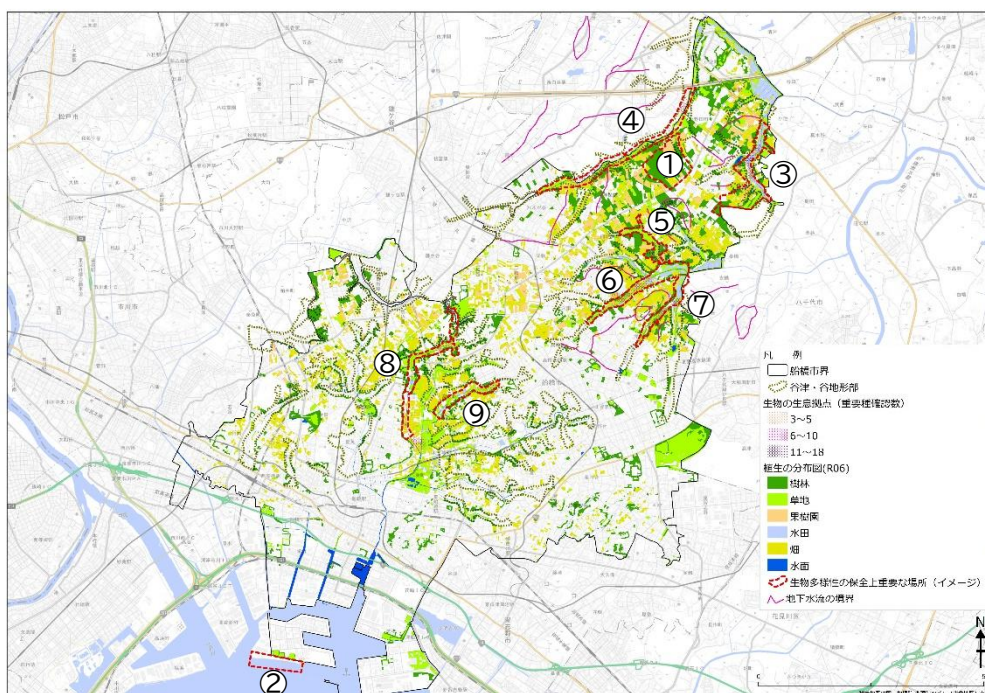


図 船橋市内の生物多様性の保全上重要な場所

設定方法 1	① 県民の森周辺 ② 三番瀬
設定方法 2	③ 鈴身川周辺の谷津環境 ④ 二重川流域の河川環境 ⑤ 楠が山町周辺の谷津環境 ⑥ 木戸川流域の谷津環境 ⑦ 駒込川流域の谷津環境 ⑧ 北谷津川流域の谷津環境及び斜面林周辺 ⑨ 高根川流域の谷津環境

1) 調査地域の位置づけ

2024年度（令和 6 年度）と2025年度（令和 7 年度）に自然環境調査を実施した調査地域を、船橋市の生物多様性の特性等を加味して下記のとおり分類しました。

分類 1	分類 2	分類 3
複数の自然環境区分で構成される調査地域	干潟・浅海域	都市部の緑地・公園・社寺林等
St.3 高根川流域	St.18 三番瀬	St.1 船橋大神宮周辺
St.4 大穴北周辺・ 木戸川流域		St.2 田喜野井周辺
St.5 県民の森周辺		St.6 古作町周辺
St.7 楠が山町周辺		St.11 丸山の森緑地
St.8 鈴身川流域		St.12 藤原市民の森緑地
St.9 駒込川流域		St.13 長津川調節池公園
St.10 船橋馬込霊園奥の 馬込谷地・北谷津川		St.14-2 海老川流域（下流）
St.14-1 海老川流域		St.17 西船4丁目緑地・ 印内春日神社
St.15 二重川流域（上流）		St.A 藤原3丁目・4丁目周辺
St.16 二重川流域（下流）		

2) 船橋市内の生物多様性の保全上重要な場所の設定方法

以下の設定方法に基づき、生物多様性の保全上重要な場所を抽出しました。

設定方法 1

環境省が生物多様性の保全上重要な場所として選定している区域に属する調査地域を生物多様性の保全上重要な場所としました。

・生物多様性上重要な里地里山	St.5 県民の森周辺
・生物多様性の観点から重要度の高い湿地	St.8 三番瀬

設定方法 2

- ① 複数の自然環境区分が存在する分類 1 の調査地域において、次の条件にあてはまる場所を抽出しました。

<条件>

- ・重要種の分布状況が重なり合う地域
 - ・上記地域が多様な自然環境で構成されており、確認種が単一の環境区分に依存していない地域
- ② 次に、①で抽出した場所において、専門家の意見を聞きながら、付近の自然環境の類似性（土地利用、植生等）および集水域を考慮し、一体的に捉えられる場所を生物多様性の保全上重要な場所としました。

（３）生物多様性がもたらす恵みに関する現状と課題

船橋市における生物多様性の活用に関する現状と課題として、船橋市が有する北部台地から臨海部の三番瀬に至る多様な自然環境の特性を踏まえ、本市における生態系サービスについて、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」の4区分別に整理しました。

また、船橋市における生物多様性を活用したまちづくりを推進するためには、あらゆる主体が自然の多面的機能（地球温暖化対策（ヒートアイランドの緩和）、防災・減災、水質浄化、文化・レクリエーション等）について理解を深め、その発揮を見据えた取組を進めることが必要といえます。

1) 供給サービス（食料や資源をもたらす恵み）

船橋市は都市部にありながらも、東京湾に面した「海」と、内陸の「台地」という多様な自然環境に恵まれており、それぞれの環境から豊かな食の恵みを得ています。

①水産物の供給

東京湾に残された貴重な干潟である三番瀬や内湾を主な漁場として、現在も活発に漁業が行われています。

○主な水産物と「江戸前」ブランド

- 船橋で水揚げされた魚や海苔は「江戸前」として市場で高く評価されており、特に海苔は、味と香りが全国トップクラスと言われています。
また、魚類ではスズキ、コノシロ、イワシなどが水揚げされており、中でもスズキとコノシロは日本一の漁獲量を誇ることもあります。

○恵みを活かした特産品

- これらの水産物は、独特な香ばしい風味が特徴の「船橋三番瀬海苔」といった特産品として広く供給しており、また、三番瀬で採れたコノシロを骨まで食べられるような様々な加工品を開発しています。

●課題

- かつて豊富だったアサリは、2014 年に発生した青潮の影響などで大量死滅した経緯もあり、採貝漁業での漁獲量が大きく減少している状況です。引き続き、水質改善など環境保全の取組が求められています。
- 海域の水質においては、全窒素・全りん・COD の環境基準達成率で基準値を下回る年度もあります。東京湾の水質は、流域の 1 都 3 県から流入する汚濁や沿岸・海底の地形のほか気象条件にも大きく左右されるものであることから、状況の注視及び広域的な連携が必要です。

②農産物の供給

温暖な気候と都市近郊の地の利を活かし、北部地域や西船地区などを中心に、都市型農業によって多様な農産物が供給されています。

○主なブランド農産物

梨（船橋のなし） 	・ 北部地域を中心に生産され、地域団体商標に登録されています。大玉で高品質なため贈答用にも人気です。また、梨を使ったグミなど加工品も人気があります。
人参（船橋にんじん） 	・ 春人参が有名で、地域団体商標の認可を受けています。市内の生産者が共販委員会を組織して品質の統一を図っているほか、プロバスケットボールチーム「千葉ジェッツふなばし」とコラボした出荷箱を作成するなどの PR も行われています。
小松菜 	・ 西船地区を中心に、ハウスと露地栽培を組み合わせ一年中出荷されています。小松菜パウダーを練り込んだ米麺や、ハイボールに活用されるなど、新しい魅力の引き出しも盛んです。
枝豆 	・ 西船地区で栽培が盛んで、見た目も美しい葉付き枝豆が有名です。鮮度を保つための特殊な袋で出荷する工夫もされています。

●課題

- 宅地化や商業・工業用地化などによる土地利用の変化により、農地は年々減少しています。農家の戸数や経営耕地面積も減少傾向にあり、担い手不足や耕作放棄地の増加が、将来に向けた課題となっています。

2) 調整サービス（安全・安心を支える環境調節機能）

都市化が進む船橋市において、残されている台地の斜面林や河川、沿岸の干潟などは、防災・減災や環境負荷低減の重要な調整機能を担っています。

①雨水浸透・洪水緩和

○治水による災害の防止

- 台地などに降った雨水は、土壌や緑地に浸透して地下水となり、ゆっくりと湧き出して河川へ流れ込むことで、急激な増水や洪水を防ぐ役割を果たしています。

●課題

- 近年、気候変動の影響により、河川や下水道の排水能力を大きく上回る集中豪雨が増加しているため、緑地などの浸透機能を有する場所を保全するとともに、市街地開発に伴う浸透域の減少を抑制し、雨水の浸透を図る必要があります。

②水質浄化

○干潟が持つ浄化作用

- 干潟（三番瀬）は、そこに生息・生育する二枚貝や底生生物、藻類などの活動により、河川を通じて流入してくる有機物や栄養塩を吸収・分解する役割を果たしています。

●課題

- 生活排水などの流入により、過去には深刻な水質汚濁が問題となりました。下水道の整備等により海老川等の河川の水質は改善傾向にありますが、船橋沖では東京湾の最奥部に位置しているため水の入れ替えが乏しく、依然として赤潮や青潮が発生しています。

③気候緩和・ヒートアイランド緩和機能

○緑地や農地がもたらす冷涼化効果

- 都市部に森林や緑地、農地があることで、土壌からの水分蒸発や植物の蒸散作用によって気温の上昇が抑えられ、ヒートアイランド現象が緩和されます。

●課題

- 都市化の進行により森林面積が減少しているため、「緑地の冷涼化効果（樹冠被覆面積）」の指標では、全国の自治体と比較して効果が小さいという結果になっています。
- 市街地における公園・緑地等の配置については、十分な土地の確保が困難な状況です。

3) 文化的サービス（心豊かな暮らし、歴史、学びを育む恵み）

多様な地形と自然環境を持つ船橋市では、それらを活かした環境教育や自然体験が活発に行われています。

①環境教育・自然体験の場

○拠点施設での体験学習

ふなばし三番瀬 環境学習館	・ 2017年にオープンした本施設は、「知る」「考える」「学ぶ」の3つのゾーンで構成され、三番瀬の自然や歴史を学ぶ拠点となっています。 ・ 干潟ワークショップや野鳥観察会の開催などを通じて、貴重な干潟の自然浄化能力や生態系について学ぶ機会を市民等へ提供しており、市内小学校の校外学習などにも広く利用されています。
ふなばしアンデルセン公園	・ 自然体験ゾーンでは、既存の樹林地や湿地を活かした里山の自然が体験できます。 ・ 特に「棚田」では、市民団体との協働により田植えから稲刈りまでの米作り体験や生き物観察会が行われています。
その他の施設	・ 県民の森での工作教室、青少年キャンプ場や一宮少年自然の家でのネイチャーガイドによる自然体験なども実施されています。

○拠点施設での体験学習

- 三番瀬の清掃と自然観察を兼ねた「ふなばし三番瀬クリーンアップ」や、行田公園などでの「夏休みセミのぬけがら調査」、さらには「ふなばし環境フェア」など、市民が気軽に参加できるイベントが多数開催されています。

●課題

- 環境団体等との協働のもと、自然観察会や環境講座などの地域における環境学習活動を充実させ、引き続き実施していくとともに、講師等を務める人材が高齢化している現状を踏まえ、新たな人材の育成を図る必要があります。

②信仰・歴史・景観の継承

船橋市の自然は、古くからの人々の営みや信仰、そして美しい景観と深く結びつき、現代に継承されています。

○歴史と食文化の継承

- 約 1 万 2 千年前～の縄文時代の「取掛西貝塚」（国の史跡）からは東京湾の魚介類が多く見つかっており、古くから海の恵みを受けていたことがわかります。また、江戸時代には「御菜浦（おさいのうら）」として将軍家に魚を献上した歴史があり、当時漁獲されていたイシガレイなどの名前が記録された帳面（御菜御肴差上通）も残されています。

○信仰と結びついた自然

- 市内には、葛飾神社のクロマツや、二宮神社境内の大イチョウ、御滝不動尊（海老川源流の滝）など、社寺の信仰とともに守られてきた貴重な自然資源や名木が点在しています。これらは、下総三山七年祭などの伝統行事や文化財とともに、地域の精神的な支えとして継承されています。
- また、意富比神社（船橋大神宮）は、伝統神事である「水神祭」が執り行われているほか、「自然共生サイト」にも認定されており、文化的価値と生物多様性が融合した重要な拠点となっています。

○景観の継承

ダイヤモンド富士	・ ふなばし三番瀬海浜公園とその周辺は「関東の富士見百景」に選定されており、気象条件が合えば太陽が富士山頂に重なる「ダイヤモンド富士」という美しい景観を楽しむことができます。
田園・街並み景観	・ 夏見台周辺などの谷津田と斜面林からなる田園景観や、歴史ある街並みが残されています。

●課題

- 生物多様性と文化を関連づけた取組みが不十分な状況です。
- 生物多様性（自然）を活用した観光の取組みが不十分な状況です。

4) 基盤サービス（すべての生命を支える物質循環の土台）

他の3つのサービスすべてを根底から成立させている、船橋市の自然界の根源的なシステムです。

①水循環と湧水の保全

○自然環境の豊かさを支える水循環

- 船橋の台地に降った雨水は、地下に浸透して地下水となり、台地と低地の境界にある斜面の基部などから「湧水」として湧き出します。かつてこの湧水は、40～50年前まで生活用水や農業用水として人々の暮らしに欠かせないものでした。現在でも湧水は、きれいな水で周辺を潤し、生き物にとって重要な生息空間となるなど、自然環境の豊かさを象徴する存在です。

●課題

- 都市化の進展により、雨水が地下に浸透しにくくなり、生き物の生存に必要な湧水が減少しています。また、周辺の農地や樹林が減少したことで、現在では湧水は一部の樹林地や谷津の湿地、寺社の一角などにわずかに残るだけとなっています。

②生き物の生息・生育空間の提供

船橋市の変化に富んだ地形と水循環は、多様な動植物にそれぞれの環境に適応した生息空間を提供しています。

○自然環境の豊かさを支える水循環

- 市の部から中央部に広がる「樹林地や農地」、台地を刻む谷津の「斜面林や湿地・水田」、海老川などの「河川」、そして南部に広がる貴重な干潟「三番瀬」など、それぞれの環境で植物、鳥類、昆虫、魚類、底生動物といった多様な生き物が生息・生育しています。

●課題

- 宅地や商業用地としての開発、耕作放棄地の増加、治水目的のコンクリート護岸整備などにより、生き物の生息・生育空間が物理的に消失・減少しています。



船橋市における生態系サービスの循環図

(4) 啓発・連携に関する現状と課題

啓発・連携に関する現状と課題としては、市民、事業者アンケートから、生物多様性に対する意識向上につながる啓発や情報発信に課題があることがわかりました。市民団体アンケートからは、団体の人材の確保・育成、資金の確保に課題があることがわかりました。

また、現在実施している市の事業の状況から、継続的に人材育成を進め、持続可能な自然環境保全に向けた仕組みを整えることに課題があるといえます。

1) 市民・中高生アンケート

<現状>

①生物多様性の認知度

市民における「生物多様性」という用語の認知度は、2020（令和2）年度は50.0%であったが、2025（令和7）年度は65.0%と上昇している。また、中高校生の「生物多様性」という用語の認知度は58.8%であった。なお、「生物多様性の用語の意味まで知っているか」について市民アンケートを実施したところ、2012（平成24）年度は44.2%であったが、2024（令和6）年度は40.2%と横ばいであり、意味までの浸透は進んでいないことがうかがえた。

②自然とのふれあいの状況

自然とのふれあいに関しては、「公園や自然の中で散策・休息している」と回答した人が市民で59.2%、中高生で42.6%と最も多かった。一方で、「生き物観察」や「花・野菜の育成」「自然観察会への参加」「登山・ハイキング」といった項目の選択割合は、いずれも2020（令和2）年度を下回っている。なお、中高生においては、「ふれあっていない」と回答した割合が、2番目に多い結果であった。

③市内の自然環境への認識

船橋市内の自然について、自然が豊かと回答した市民は7.1%、中高校生は13.9%であった。2020（令和2）年度において自然が豊かと回答した市民は11.6%であったことから、微減となっている。10年前と比較して自然が良くなったと回答した市民は、2020（令和2）年度において6.2%であったが、今回は4.6%と微減となっている。一方、悪くなったと回答した市民は、2020（令和2）年度において26.1%であったが、今回は30.0%と微増となっている。良くなったと回答した理由として、「緑が増えた」、「海、河川の水質改善」を選択した人が多く、悪くなった理由は「緑の減少」が最も多かった。なお、緑の基本計画の改定に伴い2024（令和6）年度に行ったアンケートでは、緑への満足度は多くあると回答した人は11.9%、10年前と比べて緑の量が増えている

ると回答した人は2.4%であった。

また、中高校生に10年後の船橋市内の自然についてどうあってほしいか聞いたところ、良くなっていると良いと回答した人は61.3%であり、どのように良くなしてほしいかについては「海、河川の水質改善」「緑が増加」を選択した人が多かった。

④自然環境に配慮した取組

自然に配慮した取組について、市民、中高校生共に「洗剤の適正量使用」が最も多かった。市民は次いで「地産地消」、中高生は「ペットの飼育責任」が多かった。2020（令和2）年度においては、今回設問として設定しなかった「エコバック持参」「食べ残しなどを排水溝へ流さない」と回答した人が多く、次いで「洗剤の適正量使用」「地産地消」と回答した人が多かった。「身近な場所で生き物の居場所づくり（21.0%→29.2%）」「自然観察会への参加（1.4%→0.4%）」と直接生き物に関わる取組に関わっていると回答した人は、依然低い水準であった。

⑤市に期待する取組

市に期待する取組として、水辺の整備や水質改善、緑地の整備を挙げた人が多かった。一方で、里地里山保全について期待すると回答した人は、市民で32.9%、中高校生で18.9%であった。

<課題>

アンケートの結果から、市民にとっての豊かな自然とは「緑が多く、水がきれい」という認識を持っている人が大半であり、生物多様性の状態にまで認識が及んでいない人が多いことが浮かび上がってきた。このことから、市民の生物多様性に対する意識向上につながる施策を実施することが必要である。

2) 事業者アンケート

<現状>

①事業活動と生物多様性の関係についての認識

事業活動と生物多様性との関係について「関係があり重要視している」と回答した事業者は、2020（令和2）年度は29.9%、2025（令和7）年度は23.1%と微減している。一方、「事業活動との関係を把握していない」と回答した事業者は、2020（令和2）年度は19.4%、2025（令和7）年度は29.5%と増加している。なお、アンケートへ回答した事業者数は、2012（平成24）年度は25事業者、2020（令和2）年度は67事業者、今回調査においては78事業者と増加傾向にある。

事業活動が生物多様性に及ぼす影響として、温室効果ガスの排出による気候変動と

回答した事業者が最も多く、2012（平成24）年度から変化が見られない。

②生物多様性の保全や利用に関する取組

生物多様性の保全や利用に関する取組について、「取組はない」と回答した事業者が最も多く、38.5%であった。次いで、温室効果ガス排出量の低減と回答した事業者が多く、35.9%であった。

生物多様性の保全や利用に関する取組について、実施または実施を検討している理由として「事業と関連性があるため」と回答した事業者が最も多く、43.8%であった。一方、実施または実施を検討していない理由として、「事業との関連性が薄い、またはないため」と回答した事業者が最も多く、50.0%であった。

生物多様性の保全や利用に関する取組を進めていく上での課題として、「知識や情報が不足している」回答した事業者が最も多く50.0%であり、次いで「人手が不足している」と回答した事業者が43.8%であった。

③他との主体との連携

他との主体との連携については、「地方自治体」と連携を希望する事業者が最も多く37.5%であった。次いで、「意向なし」が31.3%であった。他との連携の支障となっている理由としては、「理由なし」と回答した事業者が最も多く37.9%で、次いで「連携の進め方や方法がわからない」と回答した事業者が24.1%であった。

④市に期待する取組

生物多様性の保全や利用に関する取組を進めていくために必要だと思われる市からの支援について、「取り組み事例の提供」と回答した事業者が最も多く47.9%で、次いで「補助金等の情報提供」と回答した事業者が37.5%であった。

<課題>

アンケートの結果から、生物多様性と事業活動との関係の認識については、十分ではない状況がうかがえた。また、他との連携については地方自治体との連携を希望する事業者が最も多い一方、連携の支障の理由として連携の方法がわからないと回答した事業者が多かったことや、市に期待する取組として「取り組み事例の提供」と回答した事業者が最も多かったことから、事業者に対する啓発を含む情報の発信や事業者との連携につながる施策を実施することが必要である。

3) 市民団体アンケート

<現状>

①活動をする上での課題

自然環境保全活動を行っている市民団体が活動する上での課題として、「人材の確保・育成」と回答した団体が最も多く73.7%で、次いで「資金の確保」と回答した団体が47.4%であった。

②他の主体との連携

他との主体との連携については、「地方自治体」と連携を希望する市民団体が最も多く94.7%であった。次いで、「NPO・NGO」が63.2%であった。

③市に期待する支援

生物多様性の保全や利用に関する取組を進めていくために必要だと思われる市からの支援について、「補助金等の情報提供」と回答した団体が最も多く55.0%で、次いで「調査データの提供」と回答した団体が50.0%であった。

<課題>

生物多様性の保全や利用に関する活動を実施する市民団体においては、団体の人材の確保・育成、資金の確保に課題があることから、これらの課題を解決する施策を実施することが必要である。

4) その他

<現状>

ふなばしエコカレッジの修了生数及び修了後の体験入団者数が目標値に届いていない。

<課題>

ふなばしエコカレッジ事業の改善等を含め、継続的に人材育成を進め、持続可能な自然環境保全に向けた仕組みを整えていくことが必要である。

(5) 第2次生物多様性ふなばし戦略で取り組むべき課題

船橋市における生物多様性の現状と課題を踏まえ、第2次生物多様性ふなばし戦略において取り組むべき課題と施策の方向性を整理しました。なお、課題の整理にあたっては、前戦略に位置付けた取組の進捗状況を踏まえ、様々な主体との連携や、生物多様性を活用したまちづくりの推進に関する取組に課題がある点を考慮しました。

1) 生物多様性の保全・回復に関する課題

<課題>

(1) ネイチャーポジティブの推進

- ・本市が主体的に自然環境の回復に取り組む姿勢を明確に示すことが必要

(2) 30by30の推進

- ・自然環境調査の結果を踏まえ、貴重な自然が残る場所等の生物多様性の観点から重要なエリアにおいては、自然共生サイトの活用や企業等との連携による取組が必要

(3) 農地・樹林地の保全

- ・農地を維持する取組と並行して、耕作放棄地の生物多様性の保全を含む自然の多面的機能の発揮を見据えた継続的な取組が必要
- ・大部分が民有地である、樹林地、農地などにの保全については、地権者だけではなく、様々な主体が関係し、また、その土地の背景・事情に合わせた柔軟な取組が必要

(4) 湿地の保全

- ・水田や谷津田等の湿地環境の継続的な維持保全が必要

(5) 浅海域の保全

- ・採貝漁業での漁獲量が大きく減少している状況であることから、水質改善など環境保全の取組が必要

(6) 水循環の健全化・水資源の保全

- ・都市化の進展により、生き物の生存に必要な湧水が減少していることから、残された樹林地や谷津等の自然基盤の保全が必要

(7) 生態系ネットワークの形成

- ・孤立した緑地や分断された水域では豊かな自然環境の維持のため、野生生物の生息地を戦略的につなぐことが必要
- ・生物の移動の中継地となる市街地における緑地の保全が必要

(8) 外来種対策

- ・被害の大きさ等からの重点的な対策種の選定が必要
- ・重要種の生息・生育状況を踏まえた重点的な対策場所の選定が必要

(9) 温暖化による影響のモニタリング

- ・ 温暖化による生物間の競合等の生態系への影響について、自然環境モニタリング等を通じて継続的な把握が必要

(10) 開発事業における自然環境への配慮

- ・ 自然環境に配慮した計画的な土地利用への誘導を図るとともに、宅地や商業用地としての開発においても自然環境に配慮することが必要

<施策の方向性>

- ・ ネイチャーポジティブに向けて、樹林や水田・谷津田など、船橋市内において劣化傾向にある環境区分を中心に、市域において生物多様性の観点から重要な場所の保全を進めます。
- ・ 生物の移動の中継地となる緑地の保全等により、戦略的に生態系ネットワークの構築を進めます。
- ・ 健全な生態系の保全に向けて、外来種対策や生き物モニタリング調査を進めます。

2) 生物多様性がもたらす恵みに関する課題

<課題>

(1) 農作物や水産物の供給

- ・ 採貝漁業での漁獲量の減少や農家の担い手不足、耕作放棄地の増加など、農作物や水産物の安定的な供給に対する施策の実施が必要

(2) 気候変動適応策

- ・ 気候変動に伴う都市型水害の増加やヒートアイランド現象に対する施策の実施が必要

(3) 暮らし・産業を支える基盤の維持

- ・ 健全な水循環・水資源の確保や生物の生息・生育空間の確保など、暮らしや産業を支える基盤としてのグリーンインフラの維持・活用が必要
- ・ 市民が日常的に触れ合うことができる自然環境の整備及び機会の創出が必要。

<施策の方向性>

- ・ 持続可能な地域づくりと市民Well-being（高い生活の質）の向上を目指し、市民が日常的に触れ合うことができる自然環境の整備を進めるとともに、NbS(自然を基盤とする解決策 (Nature-based Solutions)) の考え方のもと自然が有する多様な機能の活用を進めます。

3) 生物多様性に係る啓発・連携に関する課題

<課題>

(1)啓発の強化

- ・市民の生物多様性に対する意識向上につながる施策の実施が必要
- ・事業者に対する啓発を含む情報の発信に関する施策の実施が必要
- ・生態系ネットワークへの理解の推進
(生物の移動の中継地となる市街地における緑地の保全が必要)
- ・生態系サービスへの理解の推進
(地球温暖化対策(ヒートアイランドの緩和)、防災・減災、水質浄化、文化・レクリエーション等の自然の多面的機能について理解を深め、その発揮を見据えた取組が必要)
- ・外来種による影響に関する理解の推進
(効果的な外来種の防除を進めていくためにも、被害の大きさ等からの重点的な対策種の選定が必要)
(効果的な外来種の防除を進めていくためにも、重要種の生息・生育状況を踏まえた重点的な対策場所の選定が必要)
- ・温暖化による影響に関する理解の推進
(温暖化による生物間の競合等の生態系への影響について、自然環境モニタリング等を通じて継続的な把握が必要)

(2)人材育成

- ・ふなばしエコカレッジ事業の改善等を含め、継続的に人材育成を進め、持続可能な自然環境保全に向けた仕組みを整えていくことが必要
- ・講師等の人材が高齢化している現状を踏まえ、多様な主体との協働をさらに強め、次世代の担い手を確保(人材育成)することが必要

(3)連携体制の構築(市民・事業者・市民団体・行政)

- ・大部分が民有地である、樹林地、農地などにの保全については、地権者だけではなく、様々な主体が関係し、また、その土地の背景・事情に合わせた柔軟な取組が必要
- ・事業者との連携につながる施策の実施が必要
- ・生物多様性の保全や利用に関する活動を実施する市民団体に対する、団体の人材の確保・育成、資金の確保につながる施策の実施が必要
- ・自然環境調査の結果を踏まえ、貴重な自然が残る場所等の生物多様性の観点から重要なエリアにおいては、自然共生サイトの活用や企業等との連携による取組が必要

(4)他自治体との連携

- ・自然環境の保全の取り組みにおいては、市域を超えた視点が必要
- ・東京湾の水質は、流域の1都3県から流入する汚濁や沿岸・海底の地形のほか気象条件にも大きく左右されるものであることから、状況の注視及び広域的な連携が必要

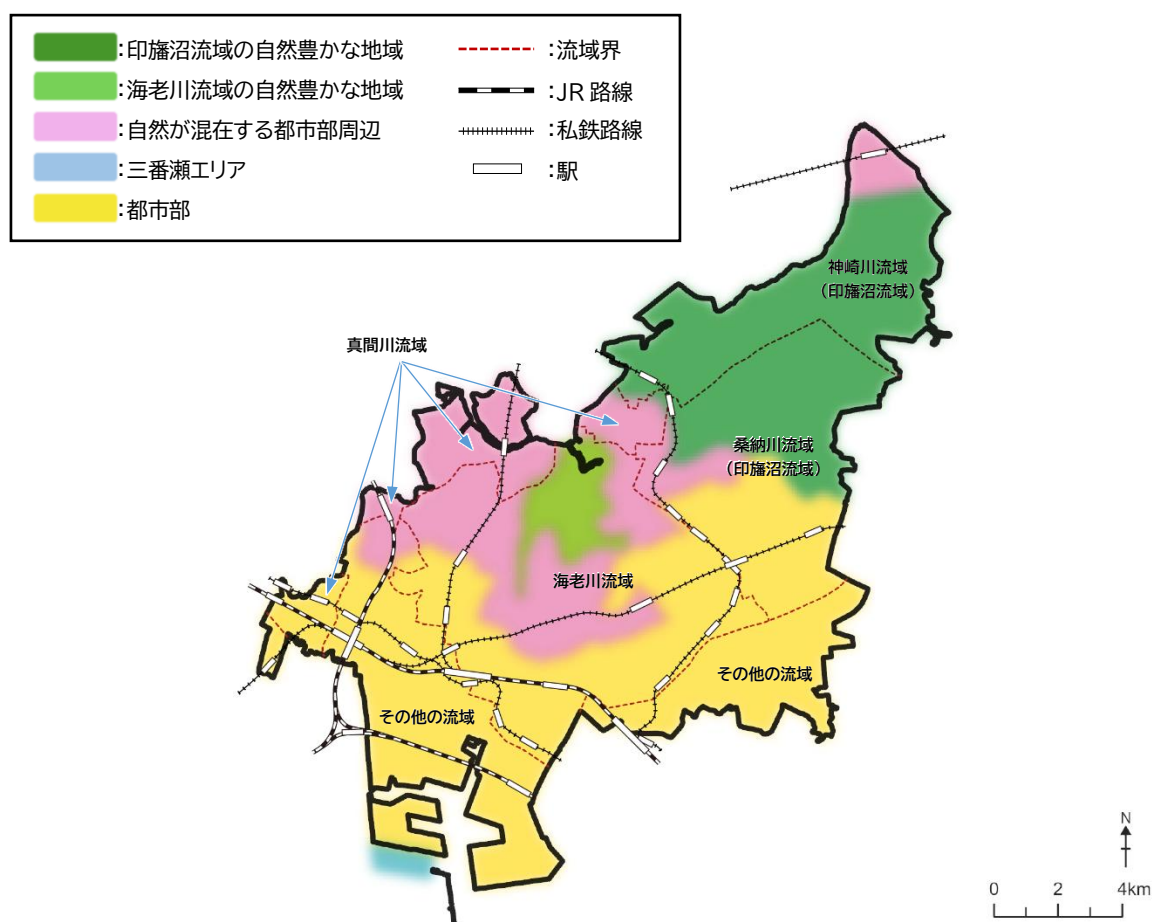
＜施策の方向性＞

- ・多様な主体の連携による生物多様性の保全と活用に向けて、市民や事業者に対して暮らしや事業活動と生物多様性の関連性などについての普及啓発を進めるとともに、人材育成、連携の促進や活動の支援を進めます。
- ・自然環境の保全の取り組みにおいては、市域を超えた視点が必要であることから、他自治体との連携を進めます。

(6) 地域別の生物多様性の現状と課題

1) 5つの地域区分とその特徴

船橋市は、内陸部の谷津や河川、沿岸部の干潟など、エリアごとに異なる多様な自然環境を有しています。これらの地域特性に応じた施策を展開するため、以下の5つの地域に区分してそれぞれの特徴を整理しました。



地域区分図のイメージ

エリア	特徴
印旛沼流域の 自然豊かな地域	・利根川水系の印旛沼に流入する神崎川や、その支川である二重川、および桑納川の流域に二分される地域です。 ・二重川や木戸川などでは、自然環境の保全・再生や水辺の生き物の生息環境に配慮した「多自然川づくり」を実施しています。
海老川流域の 自然豊かな地域	・市の中央部に位置し、東京湾へ流入する海老川流域内の北谷津川などの支川の流域が該当する地域です。 ・斜面林に囲まれた低地（谷津）には、かつて台地のふちから湧き出す湧水を利用した水田（谷津田）が広がっており、現在も金杉や高根町周辺などの一部に貴重な自然環境が残されています。
自然が混在する 都市部周辺	・「海老川流域の自然豊かな地域」の周辺にあり、真間川流域なども含んだ地域です。市街化が進んだ「都市部」と自然豊かな地域の間に位置し、双方をつなぐ空間的な緩衝帯としての役割を担っています。 ・宅地化が進行しつつも、台地上の畑地や果樹園、斜面林、公園等がモザイク状に混在しており、身近な生き物の貴重な生息・生育空間や、移動経路として機能しています。
三番瀬エリア	・東京湾の最奥部に位置し、周囲の埋立てや開発が進む湾岸において、貴重な干潟や浅海域を残す臨海地域です。 ・スズガモ、ハマシギなどの鳥類が多数飛来する渡り鳥の重要な生息環境であり、環境省の「日本の重要湿地」に選定されています。また、豊かな水産資源を育む重要な漁場です。
都市部	・南部の中心市街地から内陸部の大規模住宅地まで、市街化・宅地化が最も進んだ広大なエリアを包括しています。 ・エリア内に位置する社寺林や身近な都市公園、街路樹などが、市街地における貴重な「中・小規模な緑地・水辺空間」のネットワークとして機能しています。

2) 5地域別の課題

これまでの自然環境調査や現行戦略の進捗、生態系サービス等の整理結果を踏まえ、5地域別の課題を整理しました。

エリア	課題
印旛沼流域の 自然豊かな地域	・ 水田や谷津田等の湿地環境を含む農地の維持・保全 ・ 自然の多面的機能の発揮を見据えた取組の実施 ・ 宅地開発などによる生息・生育環境の損失の抑制
海老川流域の 自然豊かな地域	・ 樹林地や谷津田等の維持・保全 ・ 自然の多面的機能の発揮を見据えた取組の実施 ・ 宅地開発などによる生息・生育環境の損失の抑制
自然が混在する 都市部周辺	・ 都市部と自然豊かな地域をつなぐ緩衝帯としての機能の維持・強化 ・ 畑地や果樹園などの農地、樹林地、公園等の保全
三番瀬エリア	・ 海域の水質保全・環境改善 ・ 東京湾の水質状況の注視及び広域的な連携
都市部	・ 生き物の移動の中継地となる市街地における緑地の保全・創出 ・ 自然のもつ機能を活かしたグリーンインフラの導入 ・ ヒートアイランドの緩和など快適で安全な都市環境の創出

第3章

めざす将来像

(1) めざす将来像

台地から海に至る多様な自然環境の中で、人と生き物が共生している船橋をめざし、長期目標年である2050年度（令和32年度）の将来像を以下に示します。

台地から海へ 水・緑・いのち生命と共に暮らす都市まち

<将来像が示す姿>

船橋市には、台地から斜面、低地、海へと続く地形が形づくられており、それらの地形の違いに応じて、管理・保全された良好な樹林や畑地、水田、漁場、また、様々な生き物たちが生息・生育する場が存在するなど、多様な自然環境が維持されています。台地に降った雨水は、地下水を涵養し、谷を潤し、川や海では、多くの魚が群れをなしています。台地から浅海域までの多様な自然は、それぞれの場所で保全されるとともに、そのつながりを意識した取組が実施されており、豊かな生物多様性が回復しています。

船橋市では、虫捕りをして遊ぶ子どもや、川や海で遊ぶ人、季節を楽しみながら散策をする人、地元の農業や漁業を体験したり、そこでとれる農水産物をおいしく食べている人などがくらししており、多くの人たちが自然とふれあっています。また、首都圏屈指の都市として、生物多様性を活用したまちづくりが進み、すべての人が自然の恵みを公平に享受し、人と生き物が共にくらす新しいライフスタイルができています。船橋市のすべての人が生物多様性の恵みや生物多様性を守るために必要な行動の内容を認識し、実行しており、さらに豊かな生物多様性とその恵みを次の世代へと引き継いでいくための取組を行っています。

将来像が示す姿のイメージ



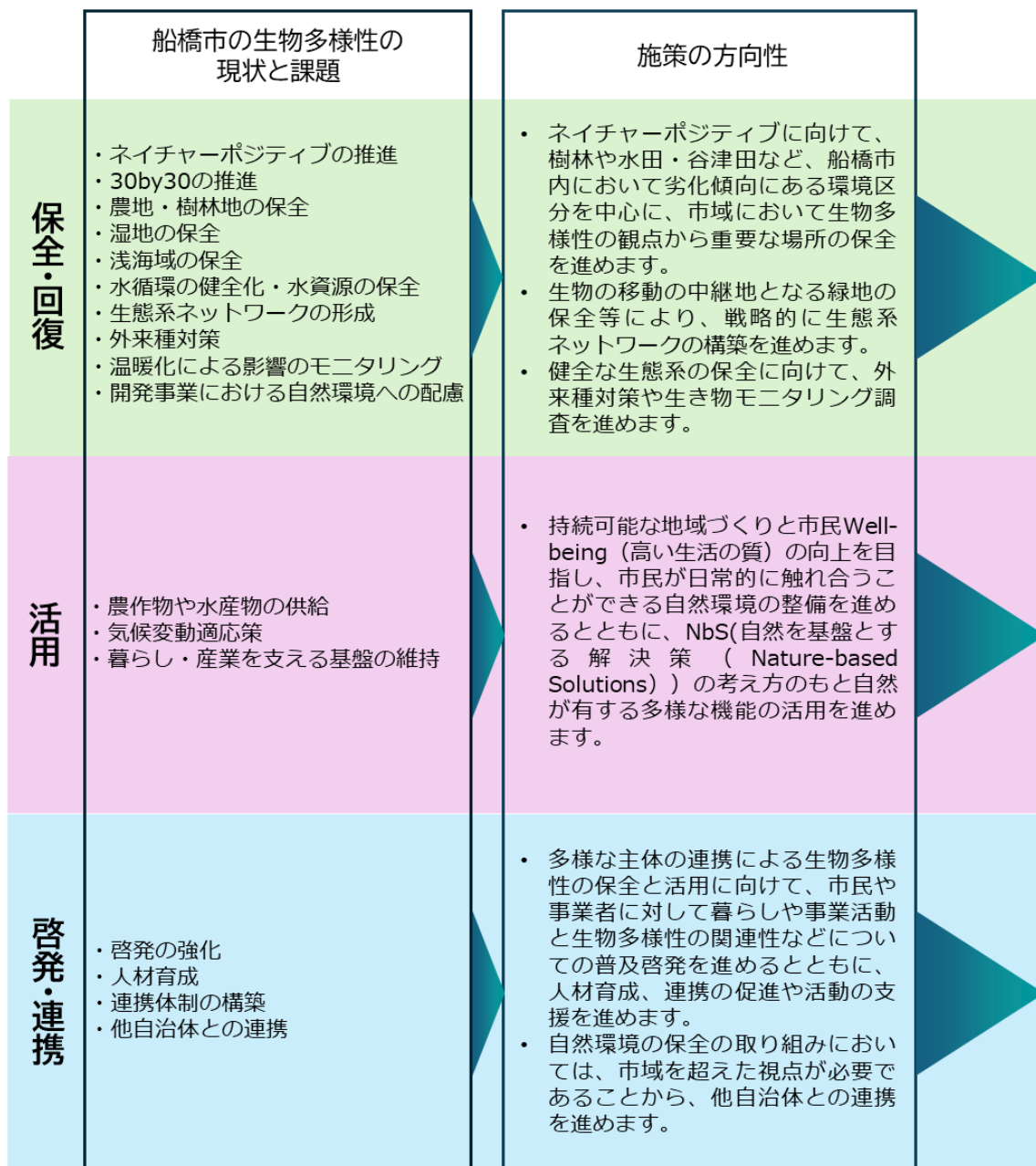


(2) 戦略の目標（短期目標と基本方針）

長期目標年である2050年度（令和32年度）のめざす将来像の実現に向け、第2次生物多様性ふなばし戦略において、10年後（2036年度（令和18年度））の短期目標と基本方針（3つの柱）を掲げます。

2050年めざす将来像

台地から海へ 水・緑・生命と共に暮らし暮らす都市



2036年目標(短期目標)

みんなが生物多様性を理解し、行動することで、
自然が回復し、活用できる都市^{まち}

基本方針(3つの柱)

基本方針①

健全な生態系や生物多様性の保全と回復

目標

多様な自然環境とそこに育まれる生物多様性の保全と回復が図られています。また、地下水涵養の促進、水質の保全が進み、健全な水循環が確保され、樹林地、畑地、水田、河川、緑地をつなげることで生態系のネットワークの形成が図られ、ネイチャーポジティブが実現しています。

基本方針②

自然を活用した地域づくり

目標

グリーンインフラやNbSの考え方に立った気候変動対策やまちづくりが促進され、生物多様性の恵みが持続可能な方法で利用されることで、市民のWell-beingが向上しています。

基本方針③

多様な主体の参画・連携の促進

目標

“生物多様性の保全と持続可能な利用のために必要な取組”を市民一人ひとりが認識し、行動しており、また、取組を推進するための中心となる人材が育っています。さらに、市民、事業者などの多様な主体が行う個々の取組が支援されると共に、主体間の連携と協働による取組が行われています。

(3) 地域別の将来像

2章で示した地域別の現状と課題と基本方針（3つの柱）を踏まえ、地域別の将来像を掲げます。

エリア	将来像
印旛沼流域の 自然豊かな地域	・流域内で多自然川づくりが進み、豊かな水辺や湿地環境に多様な生き物が生息・生育しています。 ・農地や谷津田などの自然環境が維持・保全され、食料生産だけでなく、防災・減災や環境教育といった自然の多面的機能が発揮されています。 ・宅地開発などによる生息・生育環境の損失が抑制され、貴重な自然環境や景観が維持されています。 ・樹林地や谷津の自然を活かした市民活動や環境学習が活発に行われています。
海老川流域の 自然豊かな地域	・谷津田や斜面林の保全により、台地からの貴重な湧水環境が維持され、多様な生き物の生息・生育の場所になるだけでなく、防災・減災や環境教育といった自然の多面的機能が発揮されています。 ・宅地開発などによる生息・生育環境の損失が抑制され、貴重な自然環境や景観が維持されています。 ・樹林地や谷津の自然を活かした市民活動や環境学習が活発に行われています。
自然が混在する 都市部周辺	・自然豊かな地域と都市部をつなぐ緩衝帯として、モザイク状の自然環境が維持され、生き物の重要な生態系ネットワークとして機能しています。 ・台地上の畑地や果樹園などの農地、斜面林、公園が保全され、身近な生き物の多様な生息・生育空間が守られています。
三番瀬エリア	・干潟や浅海域の環境が守られ、多くの渡り鳥が飛来する「重要湿地」としての機能が維持されています。 ・三番瀬の豊かな海の自然を活かした環境学習や体験活動が行われ、市民や来訪者が海の自然と深くふれあい、学ぶ場となっています。
都市部	・社寺林や公園、街路樹などが保全され、市街地の中でも生き物が移動できるようなネットワークが形成されています。 ・グリーンインフラが積極的に導入され、雨水浸透機能の向上や、ビオトープなどの創出が進んでいます。

第 4 章

施策の体系

(1) 施策の体系

第3章で掲げた10年後（2036年度（令和18年度））の短期目標を達成するために本戦略の対象とする期間で実施する基本的な施策を体系化して示します。

また、基本方針ごとに戦略管理指標を定め、定期的に点検・評価していきます。

つぎに、基本方針ごとの施策の展開を整理しています。基本方針ごとの戦略管理指標については、中間年度と目標年度で数値目標を定めます。

また、10年後の短期目標を達成するためには、船橋市（行政）だけではなく、市民（個人及び市民団体など）、事業者（農水産業や商工業などの事業を行う個人や法人）、教育機関（小学校、中学校、高等学校など）、研究機関といった様々な主体が連携し、一体感を持って進めていくことが必要です。市民や事業者などの様々な主体に期待する取組についても、基本方針ごとにまとめています。

なお、市の具体的な取組については、行動計画にて取りまとめ、基本的な施策の進捗状況を定期的に点検・評価していきます。

短期 目標	基本 方針	基本的な施策	戦略管理指標
みんなが生物多様性を理解し、行動することで、自然が回復し、活用できる都市（まち）	① 健全な生態系や生物多様性の保全と回復	①-1 重要な生態系の維持・回復・創出 ①-2 水循環の確保・水資源の保全 ①-3 生態系ネットワークの形成 ①-4 侵略的外来種対策の推進 ①-5 生物多様性に関する情報基盤の整備 ①-6 自然環境モニタリングの実施 ①-7 継続的な管理の仕組みづくり ①-8 自然環境へ配慮したまちづくり	（※指標種の確認種数や個体数など動植物の生育・生息状況に関する指標） （※生態系ネットワークの形成状態に関する指標）
	② 自然を活用した地域づくり	②-1 緑地や水辺空間等の整備・活用の促進 ②-2 グリーンインフラの推進 ②-3 自然とふれあう機会の創出 ②-4 自然環境に配慮した一次産業の推進 ②-5 生物多様性と文化のつながりの継承 ②-6 自然環境を活用した地域の活性化	（※自然を活用した地域づくりに対する市民の意識や行動に関する指標） （※自然の機能の利用状態に関する指標）
	③ 多様な主体の参画・連携の促進	③-1 生物多様性に関する情報の提供 ③-2 生物多様性についての学習機会の拡充 ③-3 環境教育の推進 ③-4 人材育成の実施 ③-5 生物多様性保全活動に対する支援 ③-6 多様な主体の連携の促進	（※生物多様性の保全に対する市民の意識や行動に関する指標） （※市民団体や事業者の鳥海状況に関する指標）

基本方針① 健全な生態系や生物多様性の保全と回復

船橋市の生物多様性は劣化の傾向にあることから、生態系ネットワークの形成や侵略的外来種の対策などの健全な生態系や生物多様性の保全と回復に資する取組を進めます。また、多様な主体と連携した取組も進めます。

現状及び課題

- （※2章の内容の概要を追記）



施策の方向性

- ネイチャーポジティブに向けて、樹林や水田・谷津田など、船橋市内において劣化傾向にある環境区分を中心に、市域において生物多様性の観点から重要な場所の保全を進めます。
- 生物の移動の中継地となる緑地の保全等により、戦略的に生態系ネットワークの構築を進めます。
- 健全な生態系の保全に向けて、外来種対策や生き物モニタリング調査を進めます。

目標

多様な自然環境とそこに育まれる生物多様性の保全と回復が図られています。また、地下水涵養の促進、水質の保全が進み、健全な水循環が確保され、樹林地、畑地、水田、河川、緑地をつなげることで生態系のネットワークの形成が図られ、ネイチャーポジティブが実現しています。

将来の達成状況

重要な生態系の保全や侵略的外来種対策などの生物多様性の保全のための取組が進み、船橋市の台地から浅海域までを結ぶ多様な自然環境と自然環境ごとに生息・生育する生き物が保全され回復しています。

また、多様な主体による樹林地、農地、河川等の継続的な管理や自然環境モニタリングが実施されています。

<基本的な施策>

■ ①-1 重要な生態系の維持・回復・創出

樹林、谷津田や干潟等の生き物の生育・生息の基盤となる場の維持・回復・創出に資する取組を進めます。

■ ①-2 水循環の確保・水資源の保全

水質の改善に資する排水対策や雨水の有効利用に資する取組を進めます。

■ ①-3 生態系ネットワークの形成

生態系における相互作用に配慮しながら、緑（緑地空間）と水（水辺空間）とのネットワーク化の推進につながる取組を進めます。

■ ①-4 侵略的外来種対策の推進

外来種による生態系などへの被害を防止するための取組を進めます。

■ ①-5 生物多様性に関する情報基盤の整備

市内における動植物の分布や生息・生育状況などの生物多様性に関する情報基盤の整備を進めます。

■ ①-6 自然環境モニタリングの実施

スマートフォンアプリを活用した市民参加型生き物モニタリング調査を行います。

■ ①-7 継続的な管理の仕組みづくり

樹林地や谷津田等の管理において、多様な主体と連携した保全に向けた仕組みづくりを図ります。

■ ①-8 自然環境へ配慮したまちづくり

自然環境へ配慮したまちづくりにつながる方針等の策定を検討します。

<進捗管理指標>

戦略管理指標	現状値 (2026 年度) (令和 8 年度)	目標値	
		中間年度 (2031 年度) (令和 13 年度)	目標年度 (2036 年度) (令和 18 年度)
【状態指標】 (※指標種の確認種数や個体数 など動植物の生育・生息状況に 関する指標)			
【状態指標】 (※生態系ネットワークの形成 状態に関する指標)			

＜各主体の役割＞

■ 市民

- ・船橋市の自然や生き物、生物多様性に関する情報などにふれる機会をつくり、その実態について認識することが期待されます。
- ・生物多様性の保全・回復に関する取組に参加することが期待されます。

■ 市民団体

- ・生物多様性の保全・回復に関する取組を継続して実施していくことが期待されます。
- ・市との相互の情報交換などを通じて、市の取組に積極的に参加し、専門性を活かした支援を行うことが期待されます。

■ 事業者

- ・事業地内における緑化の推進など、自然環境配慮型の取組を事業活動の中に組みこんでいくことが期待されます。
- ・仕入れる原料や資材、商品などについて、また、生産・製造、輸配送などの様々な事業活動について生物多様性保全との因果関係を把握することや、事業活動が生物多様性に与える影響を可能な範囲で小さくすることが期待されます。

■ 教育機関（小学校・中学校・高等学校）

- ・年齢や学習段階に応じた生物多様性に関する環境教育を行うことが期待されます。

■ 研究機関

- ・市が主催する自然環境調査などの生物多様性に関する地域活動に積極的に参加することが期待されます。
- ・専門性を活かした生物多様性に関する情報の蓄積と提供が期待されます。

コラム

(基本方針①に関連する内容について記載する予定です。)

基本方針② 自然を活用した地域づくり

自然が有する多様な機能を活用することは、持続可能な地域づくりや市民のWell-beingの向上につながることから、グリーンインフラの推進など自然の恵みを活用した地域づくりに資する取組を進めます。

現状及び課題

- （※2章の内容の概要を追記）



取組の方向性

- 持続可能な地域づくりと市民Well-being（高い生活の質）の向上を目指し、市民が日常的に触れ合うことができる自然環境の整備を進めるとともに、NbS(自然を基盤とする解決策 (Nature-based Solutions)) の考え方のもと自然が有する多様な機能の活用を進めます。

目標

グリーンインフラやNbSの考え方に立った気候変動対策やまちづくりが促進され、生物多様性の恵みが持続可能な方法で利用されることで、市民のWell-beingが向上しています。

将来の達成状況

自然を活かした散歩道や水辺空間など整備・利用促進によって、市民が日常的に自然にふれあっています。また、生物多様性に配慮した農業・漁業や生物多様性に関連した文化芸術活動が行われ、自然を活用したまちづくりが進んでいます。

さらに、樹林や農地による雨水浸透の促進やヒートアイランド対策など、気候変動等に伴う課題に対して、自然の多様な機能を活用した社会資本であるグリーンインフラの活用が進んでいます。

＜基本的な施策＞

■ ②-1 緑地や水辺空間等の整備・活用の促進

緑や河川といった自然を生かした緑地や水辺空間の整備・活用を推進します。

■ ②-2 グリーンインフラの推進

緑地や谷津田などの自然が有する多様な機能について、水質浄化や治水なども視野に入れて検討するとともに、多様な機能の向上に資する利用方法について検討します。

■ ②-3 自然とふれあう機会の創出

野外レクリエーション施設などの自然にふれあうことのできる場所の維持・整備を進めるとともに、自然と触れ合えるイベントを実施します。

■ ②-4 自然環境に配慮した一次産業の推進

自然に配慮した一次産業の推進を行うとともに、船橋産農水産物の普及啓発を行います。

■ ②-5 生物多様性と文化のつながりの継承

生物多様性に関連した文化芸術活動の振興や、地域の歴史や祭事と生物多様性の関わりを紹介を行います。

■ ②-6 自然環境を活用した地域の活性化

生物多様性を活用した観光の振興などにより、自然の恵みを活用した地域の活性化を図ります。

＜進捗管理指標＞

戦略管理指標	現状値 (2026 年度) (令和 8 年度)	目標値	
		中間年度 (2031 年度) (令和 13 年度)	目標年度 (2036 年度) (令和 18 年度)
【状態指標】 (※市民の意識や行動に関する指標)			
【状態指標】 (※自然の機能の利用状態に関する指標)			

<各主体の役割>**■ 市民**

- ・生物多様性がもたらす恵みを知り、暮らしとの関わりについて認識することが期待されます。

■ 市民団体

- ・生物多様性の保全・回復に関する取組を実施することで、生物多様性の保全だけではなく、水質浄化や治水などにも貢献することが期待されます。

■ 事業者

- ・有機栽培などの自然環境に配慮した農業や生物多様性を活用した観光の振興の推進を図ることが期待されます。

■ 教育機関（小学校・中学校・高等学校）

- ・生物多様性がもたらす恵みに関する教育を行うことが期待されます。

■ 研究機関

- ・緑地や谷津田などの自然が有する多様な機能の評価や機能の向上に資する利用方法の検討などを行うことが期待されます。

コラム

グリーンインフラとは

インフラとはインフラストラクチャーの略で、道路や鉄道、上下水道、ダムなど、経済や生活を支える土台となる施設のことをさすことばです。グリーンインフラとは、自然環境が有する多面的な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、浸水対策、気温上昇の抑制など）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです⁴⁻¹⁾。人工構造物のみのインフラとグリーンインフラは対立するものではなく、目的に応じて使い分けることが必要と考えられています。グリーンインフラは、防災・減災、気候緩和、レクリエーションなど様々な機能を持つことや、維持管理に市民が参加しやすいことが特徴です。

たとえば、河川を構造物により覆うことは、河川の水を速やかに下流に流すことで洪水を防ぐことに役立ちますが、それ以外の機能は損なわれやすくなります。これに対し、河川を多自然川づくりにより改修することによって、水辺の生き物の生息・生育環境を創出することができます。さらに、河川周辺に湿地を再生し、大雨の際には河川から氾濫した水を受け止める場として整備することで、治水施設として機能するだけでなく、平常時には生き物の生息・生育場所や自然を学ぶ場所として機能させることができます。都市域での取組としては、多自然川づくりや透水性舗装、グリーンストリート（緑道）、レインガーデン（雨水浸透緑地帯）の整備、緑地や遊水機能を備えた公園の整備などがあげられます。

また、経済の面でも注目されています。ESG投資家がグリーンボンドという環境分野への取り組みに特化した資金調達のために発行される債券に投資することで、民間の資金がグリーンインフラを含む環境分野に使われることとなります⁴⁻²⁾。そういったことから、グリーンインフラはESG投資との親和性がある取組のひとつだと考えられています。前述したようにグリーンインフラは多様な機能を持ち、様々な主体が参画できることから、様々な社会的課題、経済的課題の解決方法の一つとして期待されています。



多自然川づくり（木戸川）

ビオトープとしての機能を持った調節池（長津川調節池）

<具体例（イメージ）>

コンクリートなどの構造物に覆われた河川を多自然川づくりにより改修したり、調節池にビオトープとしての機能を持たせたりすることによって、河川や池が本来有する生き物の生息・生育環境や多様な景観を保全・創出し、水質浄化の機能を持つようになるとともに、大雨の際には雨水の流出を抑制する治水の機能ももつ。

基本方針③ 多様な主体の参画・連携の促進

船橋市のネイチャーポジティブの実現のためには多様な主体の参画と連携が必要であることから、市民や事業者の生物多様性に対する意識の向上に資する取組や多様な主体と連携した取組を進めます。

現状及び課題

- （※2章の内容の概要を追記）



取組の方向性

- 多様な主体の連携による生物多様性の保全と活用に向けて、市民や事業者に対して暮らしや事業活動と生物多様性の関連性などについての普及啓発を進めるとともに、人材育成、連携の促進や活動の支援を進めます。
- 自然環境の保全の取組においては、市域を超えた視点が必要であることから、他自治体との連携を進めます。

目標

“生物多様性の保全と持続可能な利用のために必要な取組”を市民一人ひとりが認識し、行動しており、また、取組を推進するための中心となる人材が育っています。さらに、市民、事業者などの多様な主体が行う個々の取組が支援されると共に、主体間の連携と協働による取組が行われています。

将来の達成状況

様々な普及啓発・環境教育に関する取組により、市民ひとりひとりが生物多様性の恩恵と生物多様性を守るための行動について認識しており、商品は生物多様性に配慮して購入するなどの行動を日常的に実行しています。また、生物多様性の取組を推進するための中心となる人材が市民・事業者の中に育成され、こうした人材が中心となり、生涯学習や学校教育の場で自然体験学習などを実施し、豊かな生物多様性とその恵みを次の世代へと引き継いでいます。

さらに、多様な主体間で人の交流や情報の交換を進め、みんなが参加し、連携・協働しながら生物多様性の取組を行っています。さらに、船橋市内だけでなく、国や県、近隣自治体などとも連携・協働しながら広域的な課題に対して取組を進めています。

<基本的な施策>

■ ③-1 生物多様性に関する情報の提供

生物多様性や船橋市における自然環境の特徴などの情報の提供を行います。

■ ③-2 生物多様性についての学習機会の拡充

ふなばし三番瀬環境学習館等を活用して、生物多様性に関するイベントを実施し、生物多様性について学べる機会を増やします。

■ ③-3 環境教育の推進

小中学校や市民団体等における子供たちや市民等へ向けた生物多様性に関する学びを支援します。

■ ③-4 人材育成の実施

生物多様性の取組を促進するための人材育成を実施します。

■ ③-5 生物多様性保全活動に対する支援

地域における生物多様性に関する取組への支援・活性化を図ります。

■ ③-6 多様な主体の連携の促進

自然環境の保全の取組においては、市民、事業者、市民団体のみならず、他自治体との連携も進めます。

<進捗管理指標>

戦略管理指標	現状値 (2026 年度) (令和 8 年度)	目標値	
		中間年度 (2031 年度) (令和 13 年度)	目標年度 (2036 年度) (令和 18 年度)
【状態指標】 (※市民の意識や行動に関する指標)			
【状態指標】 (※市民団体や事業者の取組状況に関する指標)			

＜各主体の役割＞

■ 市民

- ・ 暮らしの中で生物多様性に関して取り組めることについて、一人ひとりが考え、行動に移していくことが期待されます。
- ・ 市や市民団体などが主催する自然環境調査や環境学習、自然環境の保全活動などに積極的に参加すること、また、参加者が増えることにより活動のすそ野を広げていく原動力となることが期待されます。

■ 市民団体

- ・ 他の団体などとの情報交換や連携、活動に関する市民への情報提供や市民参加型の自然環境保全活動などを主催することなどにより、活動の輪を広げていくことが期待されます。
- ・ 国や千葉県、近隣自治体、事業者、大学などの関係機関と広域的に進める取組に協力することが期待されます。

■ 事業者

- ・ 事業活動の中で取り組んでいる生物多様性保全に関する情報を発信することや市が主催する環境保全活動に積極的に参加し、可能な範囲で支援すること、また、市の表彰・顕彰制度を活用することなどにより、環境保全型の事業活動に取り組む事業者の模範ができ、他の事業者への啓発につながることを期待されます。
- ・ 国や千葉県、近隣自治体、大学、市民団体などの関係機関と広域的に進める取組に協力することが期待されます。

■ 教育機関（小学校・中学校・高等学校）

- ・ 出前講座や学校ビオトープの活用による授業など、多様な主体と連携した環境教育を行うことが期待されます。

■ 研究機関

- ・ 船橋市の生物多様性に関する専門家を育成することが期待されます。
- ・ 国や千葉県、近隣自治体、事業者、市民団体などの関係機関と広域的に進める取組に協力することが期待されます。

コラム

ふなばし三番瀬環境学習館

ふなばし三番瀬環境学習館は、2017年（平成29年）7月1日にふなばし三番瀬海浜公園内にオープンした自然環境を楽しめる施設です。三番瀬の魅力を感じながら、三番瀬や環境について家族や友だちと楽しく学ぶことができます。



<3つのゾーンで構成されるふなばし三番瀬環境学習館>

ふなばし三番瀬環境学習館は、地上2階建て、延べ床面積約3,700㎡の建物で、「知る」「考える」「学ぶ」の3つのゾーンで構成されます。

「知る」ゾーン

三番瀬の全体像や歴史、多様な生き物を知ることができるよう、「ジオラマ」や「デジタル図鑑」を配置します。ジオラマには「野鳥スコープ」が設置され、このスコープで模型の鳥をのぞくと、その野鳥の生態を映像で見ることができます。また、「キッチンスタジオ」を設け、地場の魚や貝を使った食に関する体験プログラムを行います。

「考える」ゾーン

生き物の進化、水の循環、食物連鎖といった科学的な視点などから三番瀬を考えられるよう、テーマごとにわかりやすく展示を行います。展示物のくちばしや尻尾などを身につけ三番瀬の生き物になりきり、なぜそのような形になったのかを考えるなど、「体を動かす」「さわる」といった体験型・参加型の展示となっています。

「学ぶ」ゾーン

三番瀬について詳しく学べるよう、スタッフが指導します。「ワークショップ」や「標本観察」など、夏休みの自由研究にも活用できるようなプログラムを用意します。また、親子でくつろぎながら環境を学ぶことができる幼児向け読書スペースなども設けます。

<ワークショップ・イベント>

ふなばし三番瀬環境学習館では、干潟でカニや野鳥を探すフィールドワークや工作ワークショップ、船橋の食材を使った食育ワークショップなど、三番瀬の生きものをはじめとして、船橋の文化や環境、ひいては地球環境まで多彩なテーマのワークショップを実施しています。



野外ワークショップの様子

(2) 地域別の取組み

エリア	取組み
印旛沼流域の 自然豊かな地域	
海老川流域の 自然豊かな地域	
自然が混在する 都市部周辺	
三番瀬エリア	・三番瀬におけるモニタリング調査については、ふなばし三番瀬環境学習館の指定管理者と協力し、市内小中学校、高校、大学、市民団体、事業者など、多様な主体の参加・連携による実施を検討します。 ・三番瀬のラムサール条約登録をめざし、関係団体（漁業者・市民を含む）と連携をはかりながら情報収集及び取組の推進体制づくりを行います。 ・ふなばし三番瀬環境学習館において、貴重な干潟である三番瀬などの地域資源を活かした生物多様性に関する学びを推進し、環境意識の醸成を図ります。
都市部	

現状、三番瀬のみを整理していますが、市域全体の取組についてまとめましたら、他の地域別の主体別の取組についても整理する予定です。

第 5 章

リーディングプロジェクト

今後10年間、特に重点的に進めていく施策・取組を3つのプログラム・6つのリーディングプロジェクトとして設定します。

これらのプロジェクトを市民・市民団体・事業者・市が進めていくことで、将来像・短期目標の達成に向けた足掛かりとしていきます。

プログラム1

生き物たちのにぎわいを守り、育むプログラム

船橋市の生物多様性の保全及び持続可能な利用を促進し、地域社会の豊かさを実現するためには、生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せることが不可欠です。

このプログラムでは、船橋市の自然環境の保全・再生に向けた取組みを実施します。

1-1 ふなばしネイチャーポジティブプロジェクト

船橋市の重要な生態系を保全・再生することを目的に、生物多様性の保全を図る上で重要な場所から今後10年間で重点的に保全・再生する場所を選定し、良好な生態系を維持するための活動や損なわれた生態系を回復するための活動を進めます。

＜10年間で重点的に保全・再生する場所＞

「第2章 船橋市の生物多様性の現状と課題」において示した生物多様性の保全を図る上で重要な場所を踏まえ、自然環境の特徴、市民団体等の活動状況及び保全活動を進めることで期待できる効果を考慮したうえで、以下の地域を10年間で重点的に保全・再生する場所として選定しました。

今後、地域ごとの課題を詳細に分析したうえで、効果の高い施策を検討し進めていきます。

区分	地域	自然環境区分	自然環境の特徴	市民団体等の活動状況	活動を進めることで期待できる効果	
					防災・減災	環境学習
保全	③鈴身川周辺の谷津環境	斜面林、農地、河川	・多くの重要種等が確認されており、本調査地域でしか確認されていない種も見られる。	・活動している市民団体がある。	谷津の底部に湿地や水田があり、また谷津周辺の斜面や台地が、樹林などの雨水が住み込みやすい条件になっていることで、大雨が降った際に、雨水が谷津の湿地に集まり、一時的に貯留することができ、下流域の急激な増水や氾濫を防ぐことができる。	水田を活用した保全活動が行われていることから、自然の恵みを学ぶ場としての活用が期待できる。
保全・再生	⑧北谷津川流域の谷津環境及び斜面林周辺	斜面林、農地、河川	・多くの重要種等が確認されている。	・活動している市民団体がある。 ・ふなばしエコカレッジ修了生有志による活動（夏見の泉再生プロジェクト）		南部の都市部に近くアクセスが良いことから、多様な市民の参加が期待できる。
再生	⑤楠が山町周辺の谷津環境	斜面林、農地（放棄水田）、河川	・谷津田を主体とした調査地域であり、水辺から樹林までのエコトーンが形成されている。 ・複数の重要種が確認されているが、放棄水田となっているため、保全活動によって更なる改善が期待できる。	・活動している教育機関がある。		中学生、高校生が主に活動をしていることから、同世代への波及が期待できる。

【管理指標】

- ・自然共生サイト認定件数

【市の取組】

- 今後10年間で重点的に保全・再生する場所において、市民、市民団体や事業者と連携した生物多様性の保全・再生活動を実施します。
- ふなばしエコカレッジ修了生と連携して、旧夏見の泉を復活させることで、生き物の居場所と市民が生き物に触れ合える場を創ります。
- 自然共生サイトの認定支援や保護地域の拡大（特別緑地保全地区の指定等）によって、生物多様性の保全に資する地域の拡大を図ります。
- 生物多様性に資する地域を保全することを目的とした、市、地権者、自然環境保全活動団体や事業者などと協定を結ぶ等の仕組みづくりを検討します。

1-2 外来種対策プロジェクト

船橋市の生物多様性を保全し、農業被害や人への健康被害等を防ぐことを目的に、外来種対策を拡充します。

【管理指標】

- ・外来種対策に関する普及啓発活動等の実施数

【市の取組】

- 外来種対策を推進するため、外来種対策マニュアルを作成します。
- アライグマやハクビシンといった繁殖力の強い外来種の生息範囲の拡大を防ぎ、市民等への生活被害や農業被害の拡大・軽減を図るため、防除事業を実施します。
- 生物多様性の保全を図る上で重要な場所における外来植物の生育状況を把握し、駆除を実施します。
- 近隣自治体との情報共有や連携した外来種対策を講じます。

プログラム2

自然の恵みを知る、体験するプログラム

一人ひとりが、船橋市の豊かな自然環境の重要性を自分事としてとらえ、自然環境の保全・再生のための行動につなげるためには、私たちの日々の暮らしが自然の恵みによって成り立っていることを知ることが第一歩です。また、自然に直接触れることで、自然の恵みを実感することができます。

このプログラムでは、自然を体験できるイベントや自然環境モニタリングなど、自然の恵みを学ぶ場や体験する場の提供を実施します。

2-1 自然の恵みを学ぶプロジェクト

一人ひとりが日々の暮らしが自然の恵みによって成り立っていることを理解し、自然環境の保全・再生のための行動につなげることを目的に、市民、市民団体、事業者などが自然の恵みを体験することができる機会を拡充します。

【管理指標】

- ・自然観察会などの参加延人数

【市の取組】

- 農業体験の場の整備や農業・漁業体験イベントを開催します。
- 「ふなばし三番瀬環境学習館」や「ふなばし三番瀬海浜公園」、「ふなばしアンデルセン公園」を活用して、生物多様性に関する学びを推進します。
- 展示や講座などを通じ、地域の歴史や文化、伝統行事について、自然環境の移り変わりや生物多様性との関連性もふまえた紹介を行い、市民の学ぶ機会の拡充を図ります。
- 事業者を対象に、船橋市内の自然を体験できる自然環境ツアーの実施を検討します。

2-2 ふなばし自然環境モニタリングプロジェクト

市民、市民団体、事業者などが自然に触れる機会の拡充を図るため、多様な主体が参加できる自然環境モニタリング調査を実施します。

また、自然環境モニタリング調査によって船橋市の自然環境の状態を継続的に調査し、情報を蓄積することで、自然保護対策や外来種対策、気候変動適応策などの基礎資料とし、新たな施策に反映します。

【管理指標】

- ・モニタリング調査報告件数

【市の取組】

- スマートフォンアプリを活用した生き物モニタリングを、市内小中学校、高校、大学、市民団体、事業者など、多様な主体の参加・連携によって継続的に実施します。また、指標種以外の情報についても、収集するよう努めます。
- 三番瀬におけるモニタリング調査については、ふなばし三番瀬環境学習館の指定管理者と協力し、市内小中学校、高校、大学、市民団体、事業者など、多様な主体の参加・連携による実施を検討します。
- モニタリング調査で得られた情報を、指標種を中心に幅広く共有していきます。

コラム

スマートフォンアプリによる生き物モニタリング

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

プログラム3

生き物も、人も、つながるプログラム

船橋市の生物多様性を維持するためには、自然環境や緑地のつながり（生態系ネットワーク）を保全・回復することで生き物の移動経路を確保し、生き物の生息・生育地を拡大することが重要です。そのためには、それぞれの主体が、できる取組を進めることが必要です。また、率先して生物多様性に関する取組を進める人がいることで、その行動が周りに波及することが期待できます。

このプログラムでは、生態系ネットワークの構築に寄与する取組と船橋市の自然環境保全活動を担う人材の育成を実施します。

3-1 生き物の回廊づくりプロジェクト

生き物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大を図るために、自然環境や緑地のつながりの回復を目的に、身近でできる生き物の居場所づくりや開発事業における自然環境への配慮に関する情報発信を行うとともに、緑地等の整備を進めます。

【管理指標】

- ・都市公園の総面積
- ・街路樹改植済み路線数

【市の取組】

- 市民や事業者が身近な場所でできる生き物の居場所づくりとして、庭先（ベランダ）ビオトープを推進します。また、ビオトープを作った人やこれから作りたい人同士の情報交換等ができる場づくりを検討します。
- 事業者の自主的な取り組みを促すため、「生物多様性への配慮指針（チェックリスト）」や「地域の生態系の特徴に応じた緑化ガイドライン」などを作成します。
- 自然環境の保全を含む地域の特性に応じた市街化調整区域の土地利用の方向性について検討をするとともに、目指す生態系ネットワークの達成に向けて、街路樹、公園、緑地等の整備を進めます。
- 自然環境調査や自然環境モニタリングの結果を踏まえ、生物多様性の保全上重要な場所や生態系ネットワークマップなど、生物多様性に関する情報基盤の更新等を5年毎に行うよう努めます。なお、自然環境調査については、概ね10年毎に有識者との相談や市民団体・研究機関との連携を視野に入れて、実施を検討します。

3-2 ふなばしエコカレッジプロジェクト

生物多様性に関する取組のリーダーや市民団体の後継者等を育成し、地域での継続的な環境保全活動を促すことを目的に、ふなばしエコカレッジを毎年度開講します。また、エコカレッジ修了生が、地域の環境保全活動に自発的に参画できるよう、継続的な支援を行います。

【管理指標】

- ・ ふなばしエコカレッジ修了生数（累計）
- ・ ふなばしエコカレッジ修了後の環境保全活動実施人数（累計）

【市の取組】

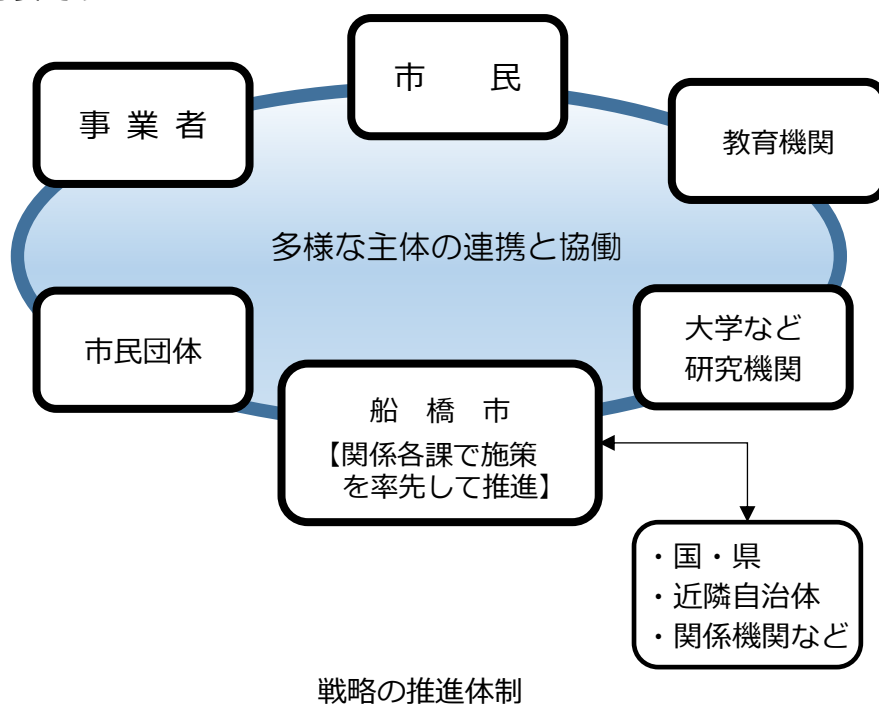
- 環境保全活動を体験すること及び講座修了後に活動する場や方向性を見出すことを目的に、実習講座を市民団体と協働で実施します。
- フィールドワークについては、ふなばし三番瀬環境学習館の指定管理者と協働で実施します。
- 平日開講では受講が困難である人が受講できるよう検討を進めます。
- エコカレッジ修了生が自発的に生物多様性保全活動に参加できるよう、修了生向けに継続的な情報提供や活動ができる場の提供などの支援を、市民団体とも協力しながら行います。

第6章

戦略を進めるための仕組

(1) 戦略の推進体制

本戦略を着実に推進するためには、庁内関係各課が連携をとるとともに、市民や事業者、市民団体、教育機関（小学校、中学校、高等学校）、大学など研究機関などの様々な主体で推進体制を構築し、相互に連携・協働することで、一体となり取組を進めていく必要があります。

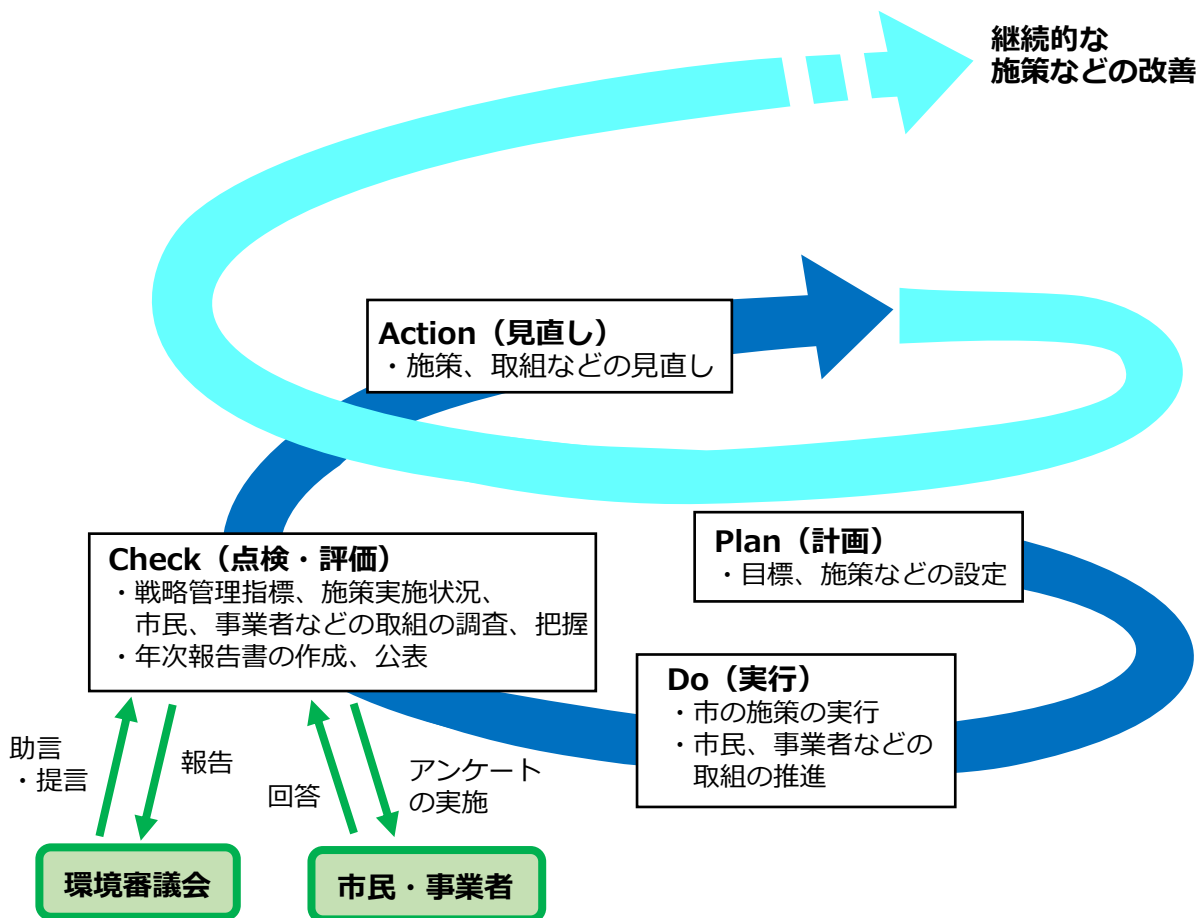


(2) 戦略の進行管理

1) 進行管理の考え方

本戦略の進捗状況は、環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCAサイクル」を用いて把握し、そこで生じた課題などは今後の取組に改善策として反映していくことが必要です。

市は、めざす環境像の実現に向けて着実に施策・取組を推進するため、その実施状況を年度ごとにとりまとめます。また、目標とする指標の達成度について、市民・事業者などへのアンケート調査を通じて把握に努めるとともに、状態指標と目標指標とで区別して評価し、紐づいた施策・取組の実施状況と併せて様々な視点から現状の分析を行います。これらの結果は、環境審議会に報告して点検・評価を行うとともに、毎年、年次報告書にとりまとめ、ホームページなどを通じて広く公表し、さらに、施策・取組を見直して、本戦略の継続的な改善に取り組みます。



PDCA サイクルを利用した戦略の進行管理

2) 施策の見直し及び次期戦略の策定

本戦略における短期的な取組として定めた基本的な施策と戦略管理指標については、原則としておおむね5年ごとに、長期的な目標に向けて適切であるかという観点からその効果や課題を検討します。また、検討結果について環境審議会の助言・提言を求めたうえで施策などを見直し、次期戦略の策定を行うものとします。

市の具体的な施策については行動計画にて定め、取組状況について毎年度点検評価していく予定ですので、その旨を今後まとめる予定です。

掲載コラム（案）

- ・夏見の泉（仮）再生プロジェクト
- ・ふなばし生物多様性ハンドブック
- ・ふなばし生物多様性ポータルサイト
- ・ふなばしエコベース
- ・ふなばしエコカレッジ
- ・自然共生サイト（船橋大神宮）
- ・庭先（ベランダ）ビオトープ
- ・外来種